

# 申込書記入例

## 加入申込書兼告知書のご記入例

**1 団体情報欄**  
●印字されている場合、内容に誤りがないか確認してください。

**2 氏名、性別、生年月日欄**  
●印字されていない場合、必ず必要事項を記入・チェックしてください。  
●印字されている場合は、氏名(カナ)、性別、生年月日に誤りがないか確認してください。

**3 お申し込み欄**  
●お申し込み内容に修正がある場合は二重線で訂正のうえ、必ず訂正印を押印願います。

**4 死亡保険金受取人欄**  
●印字されていない場合、必ず必要事項を記入・チェックしてください。  
●印字されている場合は、氏名(カナ)、性別、生年月日に誤りがないか確認してください。

**5 指定代理請求者指定欄**  
●印字されていない場合、必ず必要事項を記入・チェックしてください。  
●印字されている場合は、氏名(カナ)、性別、生年月日に誤りがないか確認してください。

**6 健康づくりサポート住所等記入欄**  
●加入の場合は住所、TEL等を記入してください。

**7 職業・職務告知欄**  
●職業・職務を告知願います。  
●本人が「教職員」以外の場合、また、配偶者が「無職」以外の場合、記入・チェックしてください。  
●本人が「教職員」、配偶者が「無職」の場合は記入不要です。

**8 申込日(告知日)**  
●必ず記入してください。  
●確認印兼申込印告知印  
●印鑑は、はっきりと押印してください。  
●減額・脱退・その他変更の場合も必ず申込日を記入し、申込印を押印ください。

**9 申込書の提出は不要です。**

区分	制度名	現在加入	加入
100	ワカバ タロウ	加入	加入
A10	あ・ん・し・ん	G1	加入
B30	医療費あ・ん・し・ん制度	**	加入
R20	傷害保険	5	加入
F22	重病克服支援制度	100	加入
K32	生保部分	3000	加入
R50	総合医療サポート	3000	加入
B10	医療保障保険	3000	加入
R10	ビッグライフ	2	加入
R11	ワイドライフ	**	加入
001	健康づくりサポート	加入	加入

**2 被保険者氏名(カタカナで記入してください)**

区分	氏名	性別	生年月日
101	ワカバ イチタロウ	男	3和 22年 6月 10日
102	ワカバ ハナ	女	3和 27年 8月 11日

**3 あ・ん・し・ん 医療費あ・ん・し・ん制度**

区分	制度名	現在加入	加入
A10	あ・ん・し・ん	加入	加入
B30	医療費あ・ん・し・ん制度	加入	加入
R20	傷害保険	加入	加入
B10	医療保障保険	加入	加入

**7 職業・職務告知欄**

本人: 無職 (911) 現在  
配偶者: 無職 (911) 現在

- 3 お申し込み欄**
- 申込欄記入方法① (本人おすすめ部分)
    - ・記載のおすすめ①、おすすめ②は、加入内容を参考に設定したおすすめであり固有のコース名ではありません。
    - ・ご希望のプランをいずれか一つ選択し記入・チェックしてください。
    - ・なお、同内容で継続する際は現在加入プランに記入・チェックしてください。
    - ・自由選択プラン: 希望するコース等を記入してください。
    - ・加入希望なしの際は「加入しない」にチェックしてください。
  - 申込欄記入方法② (上記①以外の本人・配偶者・子ども)
    - ・申込書提出の際は、すべての商品について洩れなく(加入希望なしの際は「加入しない」)に記入・チェックしてください。なお、同内容で継続する際は現在加入欄と同一のコース・金額・口数に記入・チェックしてください。
    - 総合医療サポート(損保部分)は総合医療サポート(生保部分)と同額にてご加入ください。
    - 総合医療サポート(損保部分)親介護のご加入にあたっては、本人の親は本人の総合医療サポート(損保部分)とセットで、配偶者の親は配偶者の総合医療サポート(損保部分)とセットでご加入ください。
    - 配偶者も加入する際は、本人と同様に記入・チェックしてください。
- 5 指定代理請求者指定欄**
- 新規で指定、または変更する場合のみ、続柄コードおよび個人名(カナ)を記入してください。
- 6 健康づくりサポート住所等記入欄**
- 加入の場合は住所、TEL等を記入してください。

## 学校生協 福利厚生制度 総合案内

# 「あ・ん・し・ん」

**あ・ん・し・ん**  
(半年払保険料併用特約年金払特約付災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付団体定期保険)

●死亡の場合  
●高度障害の場合  
●ケガで5日以上入院した場合等

P.2 ~ P.6

**傷害保険**  
(入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(730日用)付 天災補償特約付普通傷害保険)

●傷害による入院、手術、通院の場合

P.7

**医療費あ・ん・し・ん制度**  
(家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当 団体医療保険)

●先進医療による療養を受けた場合  
●入院、入院を伴わない手術・放射線治療を受けた場合

P.8

**総合医療サポート**  
(代理請求特約[Y]付集団無配当医療保険)(医療保険)

●病気や災害で入院・手術の場合等

P.9 ~ P.10

**医療保障保険**  
(家族特約付医療保障保険(団体型))

●病気やケガで入院した場合

●既加入者専用コースのため新規加入はできません。  
●医療制度については「医療費あ・ん・し・ん制度」、「総合医療サポート」をご確認ください。

P.11

**重病克服支援制度**  
(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・コース特約付、代理請求特約[Y]付集団無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

●所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき  
●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき  
●急性心筋梗塞・脳卒中中、所定の手術を受けられたとき

P.12 ~ P.14

**ビッグライフ**  
(天災補償特約付所得補償保険)

●病気やケガによる就業不能の場合

P.15

**ワイドライフ**  
(天災補償特約付団体長期障害所得補償保険)

●病気やケガによる就業障害の場合

P.15

**健康管理 健康づくりサポート**  
●健康管理をサポート

P.16

※この制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。なお、記載の配当率は過去の実績を表わしたものであり、配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。(医療費あ・ん・し・ん制度、総合医療サポート(生保部分・損保部分)、重病克服支援制度、ビッグライフ、ワイドライフ、傷害保険、健康づくりサポートに配当金はありません。)

※【契約概要】【注意喚起情報】はP39～P44に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。

**申込締切日** 令和3年7月26日(月) **責任開始期(加入日)** 令和3年12月1日(水)

## 徳島県学校生活協同組合

各制度の概要 1P

あ・ん・し・ん 2P~6P

傷害保険 7P

医療費あ・ん・し・ん制度 8P

総合医療サポート 9P~10P

医療保障保険 9P~10P

重病克服支援制度 11P

ビッグライフ 12P~14P

ワイドライフ 12P~14P

健康づくりサポート 15P

共通取扱い重要事項のお知らせ 16P

17P~44P

# 各制度の概要

制度名称	あ・ん・し・ん (生命保険)	傷害保険 (傷害保険)	医療費あ・ん・し・ん制度 (生命保険)	総合医療サポート (生命保険部分)	総合医療サポート (損保部分)	医療保障保険 (生命保険) ※10	重病克服支援制度 (生命保険)	ビッグライフ (傷害保険)	ワイドライフ (傷害保険)	健康づくりサポート
加入対象区分	本人 配偶者 ごども (※11)	本人 配偶者 ごども (※11)	本人 配偶者 ごども (※11)	本人 配偶者	本人 配偶者	本人 配偶者 ごども (※11)	本人 配偶者	本人	本人	本人
病気による死亡	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—
事故による死亡	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—
高度障害	○	—	—	○	—	—	○	—	—	—
傷害による手術	—	○	○※8	○	—	—	—	—	—	—
傷害による通院	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
ケガによる入院	○※7	○※6	○	○※5	—	○※4	—	—	—	—
病気による入院	—	—	○	○※5	○※1	○※4	—	—	—	—
特定疾病 (悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)を一時金保障	—	—	—	—	—	—	○※9	—	—	—
病気による手術	—	—	○※8	○	○※2	—	—	—	—	—
所定の要介護状態になったとき	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
親が所定の要介護状態になったとき	—	—	—	—	○※3	—	—	—	—	—
病気やケガで就業不能・障害になったとき	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
ココロとカラダの健康づくりを サポートするサービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
退職後の取扱い	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—
継続可能年齢 (保障・補償対象期間)	80歳 (注1) (注2)	70歳	79歳	70歳	70歳	69歳	70歳	—	—	—

※1 三大疾病、所定の生活習慣病、女性疾病で1日以上入院した場合  
 ※2 三大疾病、所定の生活習慣病、女性疾病で所定の手術を受けた場合  
 ※3 親介護コース(オプション)加入の場合  
 ※4 医療保障保険については継続して5日以上入院のときです。  
 ※5 「総合医療サポート(生命保険部分)」については継続して2日以上入院のときです。  
 ※6 傷害保険については1日以上入院のときです。  
 ※7 あ・ん・し・んについては5日以上入院のときです。  
 ※8 入院を伴わない場合のみ  
 ※9 特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。  
 ※10 既加入者専用コースのため新規加入はできません。医療制度については「医療費あ・ん・し・ん制度」、「総合医療サポート」をご確認ください。  
 ※11 ごどもの継続可能年齢は22歳までです。

「あ・ん・し・ん」の保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

(注1) 更新日時時点で保険年齢が61歳以上のご加入者については、P.6をご確認ください。  
 (注2) ご退職を迎える方は、退職者コース(100万円・300万円・500万円のいずれかのコース)への変更が必要となります。P.19をご確認ください。

上記の年齢は保険年齢です。記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

# 「あ・ん・し・ん」

<半年払保険料併用特約付年金払特約付災害保障特約付ごども特約付ごども災害保障特約付団体定期保険【生命保険】>

## 意向確認【ご加入前のご確認】

「あ・ん・し・ん」は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

### 6つのポイント

#### Point 1

死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。

その時の必要性に応じて、一時金でのお受取り、あるいは公的遺族年金の補完として年金形式によるお受取りのいずれかを選択いただくことができます。

#### Point 2

配当金の還付

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。

#### Point 3

お手頃な掛金で大きな保障

団体制度ならではのスケールメリットにより、加入者が増え、加入規模が大きくなると掛金がお手頃になります。

#### Point 4

1年ごとにコースの見直し可能

生活設計に合わせて毎年変更ができます。

#### Point 5

医師による診査は不要

医師による診査は不要で、簡単な告知のみでご加入いただけます。

#### Point 6

退職後も保険年齢80歳まで継続可能

ご退職後も「あ・ん・し・ん」を80歳まで継続することができます。

## 加入資格

本人…生協組合員(再任用含む)で申込書記載の告知内容に該当し、令和3年12月1日現在満14歳6カ月を超え、満60歳6カ月までの方(継続の場合は満80歳6カ月までの方)

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和3年12月1日現在満15歳6カ月を超え、満60歳6カ月までの方(継続の場合は満80歳6カ月までの方)

ごども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、令和3年12月1日現在満2歳6カ月を超え、満22歳6カ月までの方

### 【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やケガで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・ごども

【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者・ごども共通

【過去12ヶ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去12ヶ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

《別表》がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

## 加入取扱いに関するご注意

- ・いずれか1種類を選んでください。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、ごどもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・配偶者・ごどもの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・配偶者・ごどもの保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。
- ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・ごどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・ごどもは同時に脱退となります。
- ・ごどもを加入させるときは、加入資格のあるごどもは全員同額にて加入となります。
- ・半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- ・配偶者、ごども特約、災害保障特約、ごども災害保障特約の掛金は月払のみです。
- ・ボーナス払はボーナス時の給与より控除します。(初回は12月の給与より)
- ・半年単位の契約当日から、次のボーナス払掛金が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の掛金が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。

## 年金払特約

- 年金の種類と型
  - 年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただきます。(定額型確定年金または通増型確定年金です。)
  - 通増型確定年金の場合は基本年金額は毎年、通増いたします。(通増率単利1~7%のいずれかです。)
- 配当金
- 年金受取人
  - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
  - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
  - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
  - 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
  - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
  - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
  - 団体定期保険の主契約保険金・災害保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。
- 年金払の対象となる保険金

各制度の概要

あ・ん・し・ん

傷害保険

あ・ん・し・ん制度  
医療費

総合医療  
サポート

医療保障保険

重病克服  
支援制度

ビッグライフ・  
ワイドライフ

健康づくり  
サポート

共通取扱  
重要事項の  
お知らせ

# 「あ・ん・し・ん」

## 保障内容

【加入対象区分：本人・配偶者・子ども】 退職後継続の保険金額、掛金はP19をご覧ください。

加入対象区分	コース	一般の死亡・高度障害						不慮の事故による上乗せ給付				
		一時金で受取られる場合		死亡・高度障害保険金を年金で受取られる場合				死亡、特定感染症による死亡 災害保険金	高度障害 障害給付金 (給付割合表第1級)	身体障害 (程度により) 障害給付金 (給付割合表第2級～第6級)	5日以上入院 (120日を限度として) 入院給付金	
		一時金 (死亡・高度障害 保険金)	年金受取 期間	年金月額 給付(平均)	ボーナス 給付(平均)	年金受取 総額	年金原資 (死亡・高度障害 保険金)					
本人	月払	H	100	3	2.8	-	100	100	30	30	3~21	450
		Z	250	3	6.9	-	250	250	75	75	7~52	1,125
		A	600	5	10.1	-	606	600	180	180	18~126	2,700
		B	1,000	10	8.6	-	1,035	1,000	300	300	30~210	4,500
		C	1,400	15	8.2	-	1,484	1,400	420	420	42~294	6,300
	月払+ボーナス併用	D	1,800	20	8.1	-	1,954	1,800	540	540	54~378	8,100
		J	2,600	25	9.6	-	2,892	2,600	780	780	78~546	11,700
		A1	900	5	10.1	30.3	909	900	180	180	18~126	2,700
		B1	1,400	10	8.6	20.7	1,449	1,400	300	300	30~210	4,500
		C1	2,200	15	8.2	28.2	2,332	2,200	420	420	42~294	6,300
配偶者	月払	D1	2,800	20	8.1	27.1	3,040	2,800	540	540	54~378	8,100
		O1	4,000	25	10.3	26.7	4,450	4,000	840	840	84~588	12,600
		800万円	800	5	13.4	-	808	800	240	240	24~168	3,600
	月払	400万円	400	5	6.7	-	404	400	120	120	12~84	1,800
		100万円	100	3	2.8	-	100	100	30	30	3~21	450
子ども	月払	400万円	400	一時金受取				120	120	12~84	1,800	
		100万円	100	一時金受取				30	30	3~21	450	

記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。  
 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。  
 上記の年金受取の内容は定額型確定年金の場合です。

## 掛金

(単位：円)

加入対象区分	性別・年齢 コース	男性 月払部分						性別・年齢 コース	男性 ボーナス部分																																																																																																																																																																																																																											
		15~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳		15~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳																																																																																																																																																																																																																						
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="10">本人</td> <td rowspan="5">月払</td> <td>H</td> <td>340</td> <td>366</td> <td>409</td> <td>480</td> <td>587</td> <td>739</td> <td>H</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>Z</td> <td>551</td> <td>616</td> <td>723</td> <td>901</td> <td>1,168</td> <td>1,548</td> <td>Z</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>1,040</td> <td>1,196</td> <td>1,454</td> <td>1,880</td> <td>2,522</td> <td>3,434</td> <td>A</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1,600</td> <td>1,860</td> <td>2,290</td> <td>3,000</td> <td>4,070</td> <td>5,590</td> <td>B</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>2,160</td> <td>2,524</td> <td>3,126</td> <td>4,120</td> <td>5,618</td> <td>7,746</td> <td>C</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">月払+ボーナス併用</td> <td>A1</td> <td>1,040</td> <td>1,196</td> <td>1,454</td> <td>1,880</td> <td>2,522</td> <td>3,434</td> <td>A1</td> <td>1,910</td> <td>2,378</td> <td>3,152</td> <td>4,430</td> <td>6,356</td> <td>9,092</td> </tr> <tr> <td>B1</td> <td>1,600</td> <td>1,860</td> <td>2,290</td> <td>3,000</td> <td>4,070</td> <td>5,590</td> <td>B1</td> <td>2,480</td> <td>3,104</td> <td>4,136</td> <td>5,840</td> <td>8,408</td> <td>12,056</td> </tr> <tr> <td>C1</td> <td>2,160</td> <td>2,524</td> <td>3,126</td> <td>4,120</td> <td>5,618</td> <td>7,746</td> <td>C1</td> <td>4,760</td> <td>6,008</td> <td>8,072</td> <td>11,480</td> <td>16,616</td> <td>23,912</td> </tr> <tr> <td>D1</td> <td>2,720</td> <td>3,188</td> <td>3,962</td> <td>5,240</td> <td>7,166</td> <td>9,902</td> <td>D1</td> <td>5,900</td> <td>7,460</td> <td>10,040</td> <td>14,300</td> <td>20,720</td> <td>29,840</td> </tr> <tr> <td>O1</td> <td>4,120</td> <td>4,848</td> <td>6,052</td> <td>8,040</td> <td>11,036</td> <td>15,292</td> <td>O1</td> <td>7,040</td> <td>8,912</td> <td>12,008</td> <td>17,120</td> <td>24,824</td> <td>35,768</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">配偶者</td> <td rowspan="3">月払</td> <td>800万円</td> <td>1,120</td> <td>1,328</td> <td>1,672</td> <td>2,240</td> <td>3,096</td> <td>4,312</td> <td>800万円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>400万円</td> <td>560</td> <td>664</td> <td>836</td> <td>1,120</td> <td>1,548</td> <td>2,156</td> <td>400万円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>100万円</td> <td>140</td> <td>166</td> <td>209</td> <td>280</td> <td>387</td> <td>539</td> <td>100万円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子ども</td> <td rowspan="2">月払</td> <td>400万円</td> <td colspan="6">一律 460 (3~22歳)</td> <td>400万円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>100万円</td> <td colspan="6">一律 115 (3~22歳)</td> <td>100万円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>												本人	月払	H	340	366	409	480	587	739	H	-	-	-	-	-	-	Z	551	616	723	901	1,168	1,548	Z	-	-	-	-	-	-	A	1,040	1,196	1,454	1,880	2,522	3,434	A	-	-	-	-	-	-	B	1,600	1,860	2,290	3,000	4,070	5,590	B	-	-	-	-	-	-	C	2,160	2,524	3,126	4,120	5,618	7,746	C	-	-	-	-	-	-	月払+ボーナス併用	A1	1,040	1,196	1,454	1,880	2,522	3,434	A1	1,910	2,378	3,152	4,430	6,356	9,092	B1	1,600	1,860	2,290	3,000	4,070	5,590	B1	2,480	3,104	4,136	5,840	8,408	12,056	C1	2,160	2,524	3,126	4,120	5,618	7,746	C1	4,760	6,008	8,072	11,480	16,616	23,912	D1	2,720	3,188	3,962	5,240	7,166	9,902	D1	5,900	7,460	10,040	14,300	20,720	29,840	O1	4,120	4,848	6,052	8,040	11,036	15,292	O1	7,040	8,912	12,008	17,120	24,824	35,768	配偶者	月払	800万円	1,120	1,328	1,672	2,240	3,096	4,312	800万円	-	-	-	-	-	-	400万円	560	664	836	1,120	1,548	2,156	400万円	-	-	-	-	-	-	100万円	140	166	209	280	387	539	100万円	-	-	-	-	-	-	子ども	月払	400万円	一律 460 (3~22歳)						400万円	-	-	-	-	-	-	100万円	一律 115 (3~22歳)						100万円	-	-	-	-
本人	月払	H	340	366	409	480	587	739	H	-	-	-	-			-	-																																																																																																																																																																																																																			
		Z	551	616	723	901	1,168	1,548	Z	-	-	-	-			-	-																																																																																																																																																																																																																			
		A	1,040	1,196	1,454	1,880	2,522	3,434	A	-	-	-	-			-	-																																																																																																																																																																																																																			
		B	1,600	1,860	2,290	3,000	4,070	5,590	B	-	-	-	-			-	-																																																																																																																																																																																																																			
		C	2,160	2,524	3,126	4,120	5,618	7,746	C	-	-	-	-		-	-																																																																																																																																																																																																																				
	月払+ボーナス併用	A1	1,040	1,196	1,454	1,880	2,522	3,434	A1	1,910	2,378	3,152	4,430		6,356	9,092																																																																																																																																																																																																																				
		B1	1,600	1,860	2,290	3,000	4,070	5,590	B1	2,480	3,104	4,136	5,840		8,408	12,056																																																																																																																																																																																																																				
		C1	2,160	2,524	3,126	4,120	5,618	7,746	C1	4,760	6,008	8,072	11,480		16,616	23,912																																																																																																																																																																																																																				
		D1	2,720	3,188	3,962	5,240	7,166	9,902	D1	5,900	7,460	10,040	14,300		20,720	29,840																																																																																																																																																																																																																				
		O1	4,120	4,848	6,052	8,040	11,036	15,292	O1	7,040	8,912	12,008	17,120	24,824	35,768																																																																																																																																																																																																																					
配偶者	月払	800万円	1,120	1,328	1,672	2,240	3,096	4,312	800万円	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																					
		400万円	560	664	836	1,120	1,548	2,156	400万円	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																					
		100万円	140	166	209	280	387	539	100万円	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																					
子ども	月払	400万円	一律 460 (3~22歳)						400万円	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																					
		100万円	一律 115 (3~22歳)						100万円	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																					

(単位：円)

加入対象区分	性別・年齢 コース	女性 月払部分						性別・年齢 コース	女性 ボーナス部分																																																																																																																																																																																																																																																		
		15~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳		15~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳																																																																																																																																																																																																																																													
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="10">本人</td> <td rowspan="5">月払</td> <td>H</td> <td>306</td> <td>347</td> <td>370</td> <td>422</td> <td>484</td> <td>548</td> <td>H</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>Z</td> <td>466</td> <td>568</td> <td>626</td> <td>756</td> <td>911</td> <td>1,071</td> <td>Z</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>836</td> <td>1,082</td> <td>1,220</td> <td>1,532</td> <td>1,904</td> <td>2,288</td> <td>A</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1,260</td> <td>1,670</td> <td>1,900</td> <td>2,420</td> <td>3,040</td> <td>3,680</td> <td>B</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1,684</td> <td>2,258</td> <td>2,580</td> <td>3,308</td> <td>4,176</td> <td>5,072</td> <td>C</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">月払+ボーナス併用</td> <td>D</td> <td>2,108</td> <td>2,846</td> <td>3,260</td> <td>4,196</td> <td>5,312</td> <td>6,464</td> <td>D</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>2,956</td> <td>4,022</td> <td>4,620</td> <td>5,972</td> <td>7,584</td> <td>9,248</td> <td>J</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>A1</td> <td>836</td> <td>1,082</td> <td>1,220</td> <td>1,532</td> <td>1,904</td> <td>2,288</td> <td>A1</td> <td>1,298</td> <td>2,036</td> <td>2,450</td> <td>3,386</td> <td>4,502</td> <td>5,654</td> </tr> <tr> <td>B1</td> <td>1,260</td> <td>1,670</td> <td>1,900</td> <td>2,420</td> <td>3,040</td> <td>3,680</td> <td>B1</td> <td>1,664</td> <td>2,648</td> <td>3,200</td> <td>4,448</td> <td>5,936</td> <td>7,472</td> </tr> <tr> <td>C1</td> <td>1,684</td> <td>2,258</td> <td>2,580</td> <td>3,308</td> <td>4,176</td> <td>5,072</td> <td>C1</td> <td>3,128</td> <td>5,096</td> <td>6,200</td> <td>8,696</td> <td>11,672</td> <td>14,744</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">配偶者</td> <td rowspan="3">月払</td> <td>D1</td> <td>2,108</td> <td>2,846</td> <td>3,260</td> <td>4,196</td> <td>5,312</td> <td>6,464</td> <td>D1</td> <td>3,860</td> <td>6,320</td> <td>7,700</td> <td>10,820</td> <td>14,540</td> <td>18,380</td> </tr> <tr> <td>O1</td> <td>3,168</td> <td>4,316</td> <td>4,960</td> <td>6,416</td> <td>8,152</td> <td>9,944</td> <td>O1</td> <td>4,592</td> <td>7,544</td> <td>9,200</td> <td>12,944</td> <td>17,408</td> <td>22,016</td> </tr> <tr> <td>800万円</td> <td>848</td> <td>1,176</td> <td>1,360</td> <td>1,776</td> <td>2,272</td> <td>2,784</td> <td>800万円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子ども</td> <td rowspan="2">月払</td> <td>400万円</td> <td>424</td> <td>588</td> <td>680</td> <td>888</td> <td>1,136</td> <td>1,392</td> <td>400万円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>100万円</td> <td>106</td> <td>147</td> <td>170</td> <td>222</td> <td>284</td> <td>348</td> <td>100万円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子ども</td> <td rowspan="2">月払</td> <td>400万円</td> <td colspan="6">一律 460 (3~22歳)</td> <td>400万円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>100万円</td> <td colspan="6">一律 115 (3~22歳)</td> <td>100万円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>												本人	月払	H	306	347	370	422	484	548	H	-	-	-	-	-	Z	466	568	626	756	911	1,071	Z	-	-	-	-	-	A	836	1,082	1,220	1,532	1,904	2,288	A	-	-	-	-	-	B	1,260	1,670	1,900	2,420	3,040	3,680	B	-	-	-	-	-	C	1,684	2,258	2,580	3,308	4,176	5,072	C	-	-	-	-	-	月払+ボーナス併用	D	2,108	2,846	3,260	4,196	5,312	6,464	D	-	-	-	-	-	J	2,956	4,022	4,620	5,972	7,584	9,248	J	-	-	-	-	-	A1	836	1,082	1,220	1,532	1,904	2,288	A1	1,298	2,036	2,450	3,386	4,502	5,654	B1	1,260	1,670	1,900	2,420	3,040	3,680	B1	1,664	2,648	3,200	4,448	5,936	7,472	C1	1,684	2,258	2,580	3,308	4,176	5,072	C1	3,128	5,096	6,200	8,696	11,672	14,744	配偶者	月払	D1	2,108	2,846	3,260	4,196	5,312	6,464	D1	3,860	6,320	7,700	10,820	14,540	18,380	O1	3,168	4,316	4,960	6,416	8,152	9,944	O1	4,592	7,544	9,200	12,944	17,408	22,016	800万円	848	1,176	1,360	1,776	2,272	2,784	800万円	-	-	-	-	-	-	子ども	月払	400万円	424	588	680	888	1,136	1,392	400万円	-	-	-	-	-	-	100万円	106	147	170	222	284	348	100万円	-	-	-	-	-	-	子ども	月払	400万円	一律 460 (3~22歳)						400万円	-	-	-	-	-	-	100万円	一律 115 (3~22歳)						100万円	-	-	-	-
本人	月払	H	306	347	370	422	484	548	H	-	-	-	-			-																																																																																																																																																																																																																																											
		Z	466	568	626	756	911	1,071	Z	-	-	-	-			-																																																																																																																																																																																																																																											
		A	836	1,082	1,220	1,532	1,904	2,288	A	-	-	-	-			-																																																																																																																																																																																																																																											
		B	1,260	1,670	1,900	2,420	3,040	3,680	B	-	-	-	-			-																																																																																																																																																																																																																																											
		C	1,684	2,258	2,580	3,308	4,176	5,072	C	-	-	-	-		-																																																																																																																																																																																																																																												
	月払+ボーナス併用	D	2,108	2,846	3,260	4,196	5,312	6,464	D	-	-	-	-		-																																																																																																																																																																																																																																												
		J	2,956	4,022	4,620	5,972	7,584	9,248	J	-	-	-	-		-																																																																																																																																																																																																																																												
		A1	836	1,082	1,220	1,532	1,904	2,288	A1	1,298	2,036	2,450	3,386		4,502	5,654																																																																																																																																																																																																																																											
		B1	1,260	1,670	1,900	2,420	3,040	3,680	B1	1,664	2,648	3,200	4,448		5,936	7,472																																																																																																																																																																																																																																											
		C1	1,684	2,258	2,580	3,308	4,176	5,072	C1	3,128	5,096	6,200	8,696	11,672	14,744																																																																																																																																																																																																																																												
配偶者	月払	D1	2,108	2,846	3,260	4,196	5,312	6,464	D1	3,860	6,320	7,700	10,820	14,540	18,380																																																																																																																																																																																																																																												
		O1	3,168	4,316	4,960	6,416	8,152	9,944	O1	4,592	7,544	9,200	12,944	17,408	22,016																																																																																																																																																																																																																																												
		800万円	848	1,176	1,360	1,776	2,272	2,784	800万円	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																												
子ども	月払	400万円	424	588	680	888	1,136	1,392	400万円	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																												
		100万円	106	147	170	222	284	348	100万円	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																												
子ども	月払	400万円	一律 460 (3~22歳)						400万円	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																												
		100万円	一律 115 (3~22歳)						100万円	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																												

・上記本人掛金には月払(200円)、ボーナス払(200円)の制度運営事務費が含まれております。  
 ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和3年12月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。  
 ・更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。  
 ・記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。  
 ・記載の年齢以外の方の掛金は引受保険会社までお問い合わせください。

各制度の概要

あ・ん・し・ん

傷害保険

あ・ん・し・ん制度  
医療費

総合医療  
サポート

医療保障保険

重病克服  
支援制度

ビッグライフ・  
ワイドライフ

健康づくり  
サポート

共通取扱  
重要事項の  
お知らせ

# 「あ・ん・し・ん」その他コース

特別取扱い  
について

更新日時点で保険年齢が61歳以上(※昭和36年6月1日以前)  
にお生まれの方  
のご加入者に関するお取扱いについて

## 保障内容 【加入対象区分：本人】

加入対象区分	コース	一般の死亡・高度障害						不慮の事故による上乘せ給付					
		一時金 (死亡・高度障害保険金)	年金受取期間	年金月額給付(平均)	ボーナス給付(平均)	年金受取総額	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	死亡・特定感染症による死亡	高度障害	身体障害(程度により)	5日以上の入院 (120日を限度として)		
本 人	月 払	E	1,900	25	7.0	—	2,113	1,900	570	570	57~399	8,550	
		L	1,700	10	14.6	—	1,759	1,700	510	510	51~357	7,650	
		N	2,800	20	12.6	—	3,040	2,800	840	840	84~588	12,600	
		O	3,300	25	12.2	—	3,671	3,300	990	990	99~693	14,850	
		X	3,800	20	17.1	—	4,126	3,800	1,000	1,000	100~700	15,000	
人	月 払 + ボ ー ナ ス 併 用	E1	2,700	25	7.0	17.8	3,003	2,700	570	570	57~399	8,550	
		G1	2,200	10	12.0	41.4	2,277	2,200	420	420	42~294	6,300	
		I1	3,700	20	10.4	38.0	4,017	3,700	690	690	69~483	10,350	
		J1	3,800	25	9.6	26.7	4,227	3,800	780	780	78~546	11,700	
		L1	2,700	10	14.6	51.7	2,794	2,700	510	510	51~357	7,650	
		M1	3,500	15	14.1	38.8	3,711	3,500	720	720	72~504	10,800	
		N1	4,000	20	12.2	35.2	4,343	4,000	810	810	81~567	12,150	
		P1	1,700	5	20.2	50.5	1,717	1,700	360	360	36~252	5,400	
		Q1	3,000	10	17.2	51.7	3,105	3,000	600	600	60~420	9,000	
		X1	4,000	20	15.3	16.2	4,343	4,000	1,000	1,000	100~700	15,000	
		Y1	2,100	5	26.9	50.5	2,121	2,100	480	480	48~336	7,200	

記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。  
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

## 掛金

(単位：円)

加入対象区分	コース	男 性						女 性							
		月 払 部 分						月 払 部 分							
(月 払 本 人 コ ー ス)	E	15~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	15~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳		
		2,860	3,354	4,171	5,520	7,553	10,441	2,214	2,993	3,430	4,418	5,596	6,812		
		L	2,580	3,022	3,753	4,960	6,779	9,363	L	2,002	2,699	3,090	3,974	5,028	6,116
		N	4,120	4,848	6,052	8,040	11,036	15,292	N	3,168	4,316	4,960	6,416	8,152	9,944
		O	4,820	5,678	7,097	9,440	12,971	17,987	O	3,698	5,051	5,810	7,526	9,572	11,684
X	5,310	6,298	7,932	10,630	14,696	20,472	X	4,018	5,576	6,450	8,426	10,782	13,214		

(単位：円)

加入対象区分	コース	男 性						男 性							
		月 払 部 分						ボ ー ナ ス 部 分							
(月 払 + ボ ー ナ ス 併 用 コ ー ス)	G1	15~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	15~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳		
		2,160	2,524	3,126	4,120	5,618	7,746	G1	4,760	6,008	8,072	11,480	16,616	23,912	
		I1	3,420	4,018	5,007	6,640	9,101	12,597	I1	8,180	10,364	13,976	19,940	28,928	41,696
		J1	3,840	4,516	5,634	7,480	10,262	14,214	J1	7,040	8,912	12,008	17,120	24,824	35,768
		L1	2,580	3,022	3,753	4,960	6,779	9,363	L1	5,900	7,460	10,040	14,300	20,720	29,840
		M1	3,560	4,184	5,216	6,920	9,488	13,136	M1	6,470	8,186	11,024	15,710	22,772	32,804
		N1	3,980	4,682	5,843	7,760	10,649	14,753	N1	7,610	9,638	12,992	18,530	26,876	38,732
		P1	1,880	2,192	2,708	3,560	4,844	6,668	P1	3,050	3,830	5,120	7,250	10,460	15,020
		Q1	3,000	3,520	4,380	5,800	7,940	10,980	Q1	5,900	7,460	10,040	14,300	20,720	29,840
		X1	4,930	5,814	7,276	9,690	13,328	18,496	X1	3,620	4,556	6,104	8,660	12,512	17,984
		Y1	2,440	2,856	3,544	4,680	6,392	8,824	Y1	3,050	3,830	5,120	7,250	10,460	15,020

(単位：円)

加入対象区分	コース	女 性						女 性							
		月 払 部 分						ボ ー ナ ス 部 分							
(月 払 + ボ ー ナ ス 併 用 コ ー ス)	E1	15~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	15~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳		
		2,214	2,993	3,430	4,418	5,596	6,812	E1	3,128	5,096	6,200	8,696	11,672	14,744	
		G1	1,684	2,258	2,580	3,308	4,176	5,072	G1	3,128	5,096	6,200	8,696	11,672	14,744
		I1	2,638	3,581	4,110	5,306	6,732	8,204	I1	5,324	8,768	10,700	15,068	20,276	25,652
		J1	2,956	4,022	4,620	5,972	7,584	9,248	J1	4,592	7,544	9,200	12,944	17,408	22,016
		L1	2,002	2,699	3,090	3,974	5,028	6,116	L1	3,860	6,320	7,700	10,820	14,540	18,380
		M1	2,744	3,728	4,280	5,528	7,016	8,552	M1	4,226	6,932	8,450	11,882	15,974	20,198
		N1	3,062	4,169	4,790	6,194	7,868	9,596	N1	4,958	8,156	9,950	14,006	18,842	23,834
		Q1	2,320	3,140	3,600	4,640	5,880	7,160	Q1	3,860	6,320	7,700	10,820	14,540	18,380
		X1	3,774	5,168	5,950	7,718	9,826	12,002	X1	2,396	3,872	4,700	6,572	8,804	11,108

・上記掛金には月払(200円)、ボーナス払(200円)の制度運営事務費が含まれております。  
・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和3年12月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。  
・記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。  
・記載の年齢以外の方の掛金は引受会社までお問い合わせください。

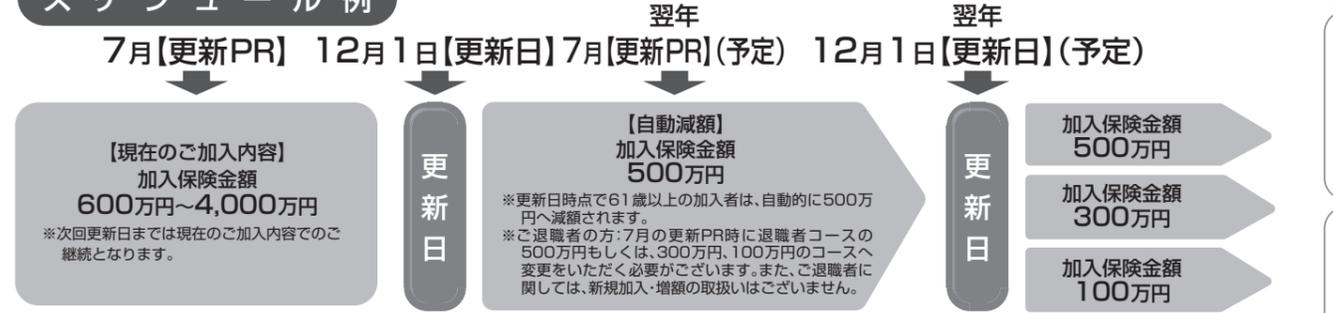
## ご確認事項 (必ずご一読ください!!)

- 「加入資格」「加入取扱いに関するご注意」および「年金払特約」については、2ページに記載されております。必ずご確認ください。(加入資格の告知内容を正確にいただき、いずれかの内容に該当されなかった場合には、増額等のコース変更はできません。)
- なお、このページに記載のコースにつきましても、新規でのお申込みはできません。新規加入をご希望される場合には、3ページに記載のコースの中からお選びください。  
また、現在既に加入いただいている方におかれましても、このページに記載のコースは今後廃止される予定となっております。3ページに記載のいずれかのコースに変更いただきますようお願いいたします。

## 取扱いに関する変更点

更新日(令和3年12月1日)時点で保険年齢が61歳以上、かつ、加入保険金額が500万円以上のご加入者は、保険金額が500万円へ自動的に減額されるお取扱いとなります。(本人が500万円に減額されるお取扱いとなった場合、800万円に加入している配偶者は自動的に400万円へ減額となります。)  
※令和2年7月の更新PR時に500万円以下に減額された方は、申込内容が優先されます。  
※ご退職者の方は、P19に記載の退職者コースへ変更いただく必要がございます。

## スケジュール例



## 掛金表

<A、B、C、D、J、E、L、N、O、Xコースの方> (単位：円)

保険年齢		61~65歳		66~70歳		71歳		72歳		73歳		74歳	
死亡・高度障害保険金(一時金)	掛金	男性	女性										
	500万円	4,205	2,435	6,030	3,135	7,760	4,020	8,540	4,430	9,445	4,910	10,495	5,440
500万円		75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳	
死亡・高度障害保険金(一時金)	掛金	男性	女性										
	500万円	11,735	6,015	13,195	6,665	14,920	7,425	16,955	8,345	19,305	9,455	21,960	10,785

<A1、B1、C1、D1、O1、E1、G1、I1、J1、L1、M1、N1、P1、Q1、X1、Y1コースの方> (単位：円)

保険年齢		61~65歳		66~70歳		71歳		72歳		73歳		74歳			
死亡・高度障害保険金(一時金)	内 訳	掛金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
	500万円	400万円	月 払	3,404	1,988	4,864	2,548	6,248	3,256	6,872	3,584	7,596	3,968	8,436	4,392
		100万円	ボーナス	4,736	2,612	6,926	3,452	9,002	4,514	9,938	5,006	11,024	5,582	12,284	6,218
500万円		75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳			
死亡・高度障害保険金(一時金)	内 訳	掛金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
	500万円	400万円	月 払	9,428	4,852	10,596	5,372	11,976	5,980	13,604	6,716	15,484	7,604	17,608	8,668
		100万円	ボーナス	13,772	6,908	15,524	7,688	17,594	8,600	20,036	9,704	22,856	11,036	26,042	12,636

<Zコースの方> (単位：円)

保険年齢		61~65歳		66~70歳		71歳		72歳		73歳		74歳	
死亡・高度障害保険金(一時金)	掛金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	250万円	2,203	1,318	3,116	1,668	3,981	2,111	4,371	2,316	4,823	2,556	5,348	2,821
250万円		75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳	
死亡・高度障害保険金(一時金)	掛金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	250万円	5,968	3,108	6,698	3,433	7,561	3,813	8,578	4,273	9,753	4,828	11,081	5,493

<Hコースの方> (単位：円)

保険年齢		61~65歳		66~70歳		71歳		72歳		73歳		74歳	
死亡・高度障害保険金(一時金)	掛金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	100万円	1,001	647	1,366	787	1,712	964	1,868	1,046	2,049	1,142	2,259	1,248
100万円		75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳	
死亡・高度障害保険金(一時金)	掛金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	100万円	2,507	1,363	2,799	1,493	3,144	1,645	3,551	1,829	4,021	2,051	4,552	2,317

※Zコース(250万円)、Hコース(100万円)については61歳~75歳まで同じ保障内容で継続していただくことができます。  
・上記掛金には月払(200円)、ボーナス払(200円)の制度運営事務費が含まれております。  
・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和3年12月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。  
・記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。  
・記載の年齢以外の方の掛金は引受会社までお問い合わせください。  
この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。

<引受保険会社> 明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社) 日本生命保険相互会社 三井住友海上あいおい生命保険株式会社  
この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。  
※三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、パンフレット作成時時点で引受保険会社ではありません。なお、今後引受保険会社となる可能性が有るため記載してあります。

# 傷害保険

<入院保険金および手術保険金支払日数延長特約（730日用）付天災補償特約付普通傷害保険【損害保険】>

## 意向確認【ご加入前のご確認】

傷害保険は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 制度の特長

急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。

こんなときに補償されます!!

車にはねられケガをした。	階段でころんでケガをした。	自転車でころんでケガをした。
職場でドアにぶつかりケガをした。	クラブ活動中にケガをした。	海外旅行中にケガをした。

## 補償額

補償項目	本人・配偶者 (5コース)	子ども (6コース)
	入院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院保険金の支払事由に該当した場合で、事故の発生の日からその日を含めて730日限度)	日額2,800円
手術保険金 (状況により)	1.4・2.8万円	
通院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度)	日額1,700円	

## 掛金

月払掛金	580円
------	------

※記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。  
 ※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。  
 【お取扱いできない事項の例】 ●保険期間の変更 ●掛金の払込方法の変更 など  
 ※補償内容の詳細は、パンフレット23ページを参照願います。

## 加入資格

本人…「あ・ん・し・ん」に加入している生協組合員（再任用含む）で、令和3年12月1日現在満14歳6ヵ月を超え満60歳6ヵ月までの方（継続の場合は満70歳6ヵ月までの方）  
 配偶者…本人の配偶者で、令和3年12月1日現在満15歳6ヵ月を超え満60歳6ヵ月までの方（継続の場合は満70歳6ヵ月までの方）  
 子ども…本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します）で、令和3年12月1日現在満2歳6ヵ月を超え満22歳6ヵ月までの方  
 なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

※配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。  
 ※本人が脱退した場合、配偶者・子どもは同時脱退となります。

<引受損害保険会社>  
 明治安田損害保険株式会社（幹事） 三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

<取扱代理店>  
 徳島県学校用品協会有限会社（明治安田損害保険（株）・三井住友海上火災保険（株）・あいおいニッセイ同和損害保険（株）取扱代理店） TEL:088-679-1358  
 明治安田生命保険相互会社（明治安田損害保険（株）取扱代理店） TEL:087-821-6811

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P23~24, 38

# 医療費あ・ん・し・ん制度

<家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】>

## 意向確認【ご加入前のご確認】

医療費あ・ん・し・ん制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 制度の特長

- 先進医療の技術に係る費用と同額の給付金をお支払いします。  
 対象となる先進医療については、P25~26の給付金に関するご注意をご確認ください。
- 病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。

## 保障内容

【加入対象区分：本人・配偶者・子ども】基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約

加入区分	コース名	病気・ケガで入院をしたとき (1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回)	入院を伴わない手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上)	入院を伴わない放射線治療を受けたとき	先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象)
本人・配偶者	5万円コース	5万円	5万円	5万円	先進医療の技術に係る費用と同額 (通算2,000万円まで)
子ども	2.5万円コース	2.5万円	2.5万円	2.5万円	

※入院支援給付金のお支払は、1入院について5回、通算して36回を限度とします。  
 ※外来手術給付金のお支払は、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。  
 ※外来放射線治療給付金のお支払は、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。  
 ※先進医療給付金のお支払は、通算して2,000万円を限度とします。  
 ※「入院日数」は、療養の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。  
 ※対象となる先進医療については、パンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。

## 月額掛金

基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約 ・この保険には配当金はありません。  
 退職後継続の掛金はP19をご覧ください。 (単位：円)

コース (支援給付金額)	2.5万円コース		5万円コース		
	男性	女性	男性	女性	
本人・配偶者	16歳～20歳	320	265	565	455
	21歳～25歳	283	363	490	650
	26歳～30歳	290	483	505	890
	31歳～35歳	308	538	540	1,000
	36歳～40歳	368	528	660	980
	41歳～45歳	440	515	805	955
	46歳～50歳	560	560	1,045	1,045
	51歳～55歳	713	625	1,350	1,175
	56歳～60歳	958	728	1,840	1,380
	61歳～65歳	1,275	895	2,475	1,715
66歳～69歳	1,473	1,118	2,870	2,160	
子ども (0~22歳)	一律 380				

※いずれかの金額（コース）を選んでください。  
 ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳→令和3年12月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。  
 ※記載の掛金は加入者が50名以上1,000名未満の場合の掛金です。したがって実際の加入者数が異なれば上記掛金は異なりますので、その場合は初回に選んで正規掛金を適用させていただきます。  
 ※子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。  
 ※配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。  
 ※本人が脱退した場合には、配偶者・子どもは同時に脱退となります。  
 ※子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同一特約に同額にて加入となります。  
 ※本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。  
 ※給付金の受取人は保険料負担者（本人）です。

## 加入資格

本人…「あ・ん・し・ん」に加入している生協組合員（再任用含む）で申込書記載の告知内容に該当し、令和3年12月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満69歳6ヵ月までの方。（継続の場合は満79歳6ヵ月までの方）  
 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和3年12月1日現在満15歳6ヵ月を超え満69歳6ヵ月までの方。（継続の場合は満79歳6ヵ月までの方）  
 子ども…本人の子どもで申込書記載の告知内容に該当し、令和3年12月1日現在、満22歳6ヵ月までの方。

【告知内容】  
 本人【現在の就業状態】  
 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。  
 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。  
 配偶者・子ども【現在の健康状態】  
 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。  
 (注) ①「治療」には、指示・指導を含みます。  
 ②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。  
 本人・配偶者・子ども共通【過去3ヵ月以内の健康状態】  
 申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。  
 (注) 検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。  
 【過去2年以内の健康状態】  
 申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかつたことはありません。  
 (注) ①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。  
 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。  
 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。  
 ④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、給付金をお支払いできない場合があります。

<引受保険会社> 明治安田生命保険相互会社 四国公法人営業推進部 〒760-0017 香川県高松市番町1-7-5 明治安田生命高松ビル2階 TEL 087-821-6811

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P25~27

各制度の概要

あ・ん・し・ん

傷害保険

医療費あ・ん・し・ん制度

総合医療サポート

医療保障保険

重病克服支援制度

ビッグライフ・ワイドライフ

健康づくりサポート

共通取扱い重要事項のお知らせ

# 総合医療サポート

<代理請求特約【Y】付集団扱無配当医療保険【生命保険】+医療保険【損害保険】>

## 意向確認【ご加入前のご確認】

総合医療サポートは、以下の保障(補償)の確保を主な目的とする生命保険(損害保険)です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 制度の特長

- 病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。(生保部分)
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合、お支払日数の限度はありません。(生保部分)(損保部分)
- 所定の手術や集中治療室管理を受けた場合も、それぞれ給付金をお支払いします。(生保部分)
- 三大疾病、所定の生活習慣病、女性疾病による入院・手術の場合、基本コース<生保部分>に上乗せして保険金をお支払いします。(損保部分)
- 所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払いします。(損保部分)

## 保障額

※日額5,000円コースに加入の場合 カッコ内は日額3,000円コースに加入の場合

加入対象区分：本人・配偶者  
 生保部分：保険契約の型：A型、入院給付金の型  
 2～365日型  
 入院給付金日額  
 5,000円  
 3,000円  
 損保部分：入院保険金日額・手術基準日額：5,000円、3,000円、介護保険金額・親介護保険金額：100万円

保障内容	基本コース		付加コース	
	給付額(円)<生保部分>		給付額(円)<損保部分>	
病 気 ・ 災 害 の 入 院 (疾病入院給付金、災害入院給付金【生保部分】)	5,000(3,000) × 入院日数		—	
	5,000(3,000) × 入院日数		5,000(3,000) × 入院日数	
	5,000(3,000) × 入院日数		5,000(3,000) × 入院日数	
	5,000(3,000) × 入院日数		5,000(3,000) × 入院日数	
三 大 疾 病 で の 入 院 (疾病入院給付金【生保部分】、三大疾病入院保険金【損保部分】)	5,000(3,000) × 入院日数		5,000(3,000) × 入院日数	
	5,000(3,000) × 入院日数		5,000(3,000) × 入院日数	
女 性 専 用 女性疾病での入院 (疾病入院給付金【生保部分】、女性疾病入院保険金【損保部分】)	5,000(3,000) × 入院日数		5,000(3,000) × 入院日数	
病 気 ・ 災 害 で 所 定 の 集 中 治 療 室 管 理 を 受 け ら れ た と き (集中治療給付金【生保部分】)	5,000(3,000) × 集中治療室管理日数		—	
手 術 給 付 金 ・ 手 術 保 険 金 (手術の種類に応じて)	2.5万・5万・10万・20万(1.5万・3万・6万・12万)		—	
	2.5万・5万・10万・20万(1.5万・3万・6万・12万)		5万・10万・20万(3万・6万・12万)	
	2.5万・5万・10万・20万(1.5万・3万・6万・12万)		5万・10万・20万(3万・6万・12万)	
	2.5万・5万・10万・20万(1.5万・3万・6万・12万)		5万・10万・20万(3万・6万・12万)	
女 性 専 用 女性疾病での所定の手術 (手術給付金【生保部分】、女性疾病手術保険金【損保部分】)	2.5万・5万・10万・20万(1.5万・3万・6万・12万)		5万・10万・20万(3万・6万・12万)	
女 性 専 用 女性が特定障害で所定の形成術等 (女性疾病手術保険金【損保部分】)	—		10万・20万(6万・12万)	
給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受け、手術の日から継続して30日以上入院のとき(手術後療養給付金【生保部分】)(1回の手術につき)	5万(3万)		—	
所 定 の 要 介 護 状 態 に な っ た と き (介護保険金【損保部分】)	—		100万(100万)	
親 が 所 定 の 要 介 護 状 態 に な っ た と き (親介護保険金【損保部分】)	—		100万(100万)	
死 亡 ・ 高 度 障 害 の と き (死亡・高度障害保険金【生保部分】)	50万(30万)		—	

(注) 生保部分と損保部分では、対象となる手術の範囲や給付倍率が異なります。したがって、三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病で所定の手術を受けたときでも、いずれか一方からのみの給付となる場合や給付金額が異なる場合があります。

◎「三大疾病」とは、「がん(上皮内がんを含みます)」、急性心筋梗塞、脳卒中、所定の生活習慣病とは、「糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病」を指します。

◎「女性疾病」には、子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。

◎女性が付加コースに加入した場合「女性疾病」の補償がセットされます。

<生保部分>

- 災害や病気で入院給付金のお支払日数は、1回の入院について365日を限度とします。
- 入院給付金のお支払日数は、災害による入院、疾病による入院それぞれについて通算して1095日を限度とします。ただし、三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- 集中治療給付金のお支払日数は、120日を限度とします。
- 手術給付金のお支払限度はありません。(ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)
- 手術後療養給付金のお支払限度はありません。
- 本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金・給付金の受取人は被保険者となります。

<損保部分>

- 糖尿病、高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金、女性疾病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき365日、通算して700日を限度とします。
- 三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。
- 手術保険金のお支払限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
- 介護保険金・親介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。
- 本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。
- お取扱いできない事項の例)
  - 保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)
  - 保険期間の変更
  - 掛金の払込方法の変更
  - など

上記は無配当医療保険と医療保険をセットしたものです。無配当医療保険と医療保険ではお支払対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合などが異なる場合があります。それぞれの保障内容、掛金等の詳細は9～10、28～31ページをご確認ください。

## (ご注意)(生保部分)

●三大疾病による入院については、入院給付金のお支払制限はありません。対象となる三大疾病にはつぎのような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物(がん・上皮内がん)	1.口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	8.女性生殖器の悪性新生物	15.独立した(原発性)多部位の悪性新生物
	2.消化器の悪性新生物	9.男性生殖器の悪性新生物	16.上皮内新生物
	3.呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	10.腎尿路の悪性新生物	17.真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症
	4.骨および関節軟骨の悪性新生物	11.眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	18.ランゲルハンス細胞組織球症
	5.皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	12.甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	
	6.中皮および軟部組織の悪性新生物	13.部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	
	7.乳房の悪性新生物	14.リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	
急性心筋梗塞	19.急性心筋梗塞	20.再発性心筋梗塞	21.急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22.<くも膜下出血	24.脳梗塞	26.脳内出血の続発・後遺症
	23.脳内出血	25.<くも膜下出血の続発・後遺症	27.脳梗塞の続発・後遺症

※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症であると会社が認めたものはその対象に含まず。

●「集中治療室管理」とは、所定の施設において、内科系、外科系問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。(総合周産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象とはなりません。)

●保険金のお支払いについて、本パンフレット28ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

●本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金・給付金の受取人は被保険者となります。

## 月額掛金

(保険期間1年)

生保部分：集団扱月払 損保部分：月払(12回割)加入対象区分：本人・配偶者  
 生保部分：保険契約の型：A型、入院給付金の型：2～365日型、入院給付金日額：5,000円、3,000円  
 損保部分：入院保険金日額・手術基準日額：5,000円、3,000円、介護保険金額・親介護保険金額：100万円  
 退職後継続の掛金はP19をご覧ください。(単位：円)

年 齢 (保険年齢)	日額5,000円コース					
	男 性(基本+付加コース)		女 性(基本+付加コース)			
	基本コース(生保部分)	付加(A)コース(損保部分)	基本コース(生保部分)	付加(B)コース(損保部分)		
15歳	1,495	1,175	320	1,755	1,175	580
16～20歳	1,670	1,340	330	1,915	1,325	590
21～25歳	1,795	1,465	330	2,065	1,445	620
26～30歳	1,965	1,605	360	2,370	1,590	780
31～35歳	2,080	1,710	370	2,430	1,700	730
36～40歳	2,215	1,845	370	2,595	1,835	760
41～45歳	2,480	2,080	400	2,935	2,055	880
46～50歳	3,040	2,580	460	3,605	2,545	1,060
51～55歳	3,855	3,005	850	4,480	2,940	1,540
56～60歳	5,010	3,690	1,320	5,660	3,560	2,100

年 齢 (保険年齢)	日額3,000円コース					
	男 性(基本+付加コース)		女 性(基本+付加コース)			
	基本コース(生保部分)	付加(C)コース(損保部分)	基本コース(生保部分)	付加(D)コース(損保部分)		
15歳	905	705	200	1,065	705	360
16～20歳	1,004	804	200	1,155	795	360
21～25歳	1,079	879	200	1,247	867	380
26～30歳	1,193	963	230	1,444	954	490
31～35歳	1,256	1,026	230	1,470	1,020	450
36～40歳	1,347	1,107	240	1,571	1,101	470
41～45歳	1,488	1,248	240	1,763	1,233	530
46～50歳	1,848	1,548	300	2,187	1,527	660
51～55歳	2,343	1,803	540	2,724	1,764	960
56～60歳	3,054	2,214	840	3,446	2,136	1,310

## 加入資格

本人…「あん・しん」に加入している生協組合員(再任用含む)本人で申込書記載の告知内容に該当し、令和3年12月1日現在満14歳6ヵ月を超え、満60歳6ヵ月までの方(継続の場合は満70歳6ヵ月までの方)  
 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和3年12月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満60歳6ヵ月までの方(継続の場合は満70歳6ヵ月までの方)  
 ※配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

【告知内容】  
 本人  
 【現在の就業状態】  
 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。  
 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者  
 【現在の健康状態】  
 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。  
 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。  
 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者共通  
 【過去3ヵ月以内の健康状態】  
 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすめられていません。  
 (注)検査をすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】  
 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気がかかったことはありません。  
 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。  
 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。  
 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。  
 ④「治療」には、指示・指導を含みます。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、高度障害保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の組合員(再任用含む)である場合に限り、配偶者は継続加入となります。(基本コース(生保部分)のみ)

## (親介護保険金部分のみ)

本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、申込書記載の告知内容に該当し、令和3年12月1日現在満44歳6ヵ月を超え満80歳6ヵ月までの方です。ただし、親のみのお申込みはできません。本人の親は本人の付加コース(損保部分)とセットで、配偶者の親は配偶者の付加コース(損保部分)とセットでご加入ください。

【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。	心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症
【過去5年以内の健康状態】 ・申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、右記の項目で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。 (注)「治療」には、指示・指導を含みます。 ・申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。	
【現在までの健康状態】 公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。	

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がございます。(受付時間9:00～17:00 土日祝日を除く)

## 【制度内容に関するお問い合わせ先】

<引受保険会社> [生保部分] 明治安田生命保険相互会社 四国公法人営業推進部 〒760-0017 香川県高松市番町1-7-5 明治安田生命高松ビル2階 TEL087-821-6811  
 <引受損害保険会社> [損保部分] 明治安田損害保険株式会社 <取扱代理店> 徳島県学校用品協会有限会社 TEL:088-679-1358  
 明治安田生命保険相互会社 TEL:087-821-6811

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P28～31, 38

各制度の概要

あん・しん

傷害保険

あん・しん制度

総合医療サポート

医療保障保険

重病克服支援制度

ビッグライフ・

健康づくりサポート

共通取扱い重要事項のお知らせ

※既加入者専用コースのため新規加入はできません。  
 ※医療制度については「医療費あ・ん・し・ん制度」、「総合医療サポート」をご検討ください。

# 医療保障保険

<家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】>

## 意向確認【ご加入前のご確認】

医療保障保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

### 制度の特長

- Point 1** 病気やケガで**継続して5日以上入院した場合、入院給付金を5日目からお支払いします。**
- Point 2** 1年ごとに収支計算を行い、**剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。**
- Point 3** 給付金請求時の診断書代として、**入院1回につき、一律3,000円の給付を受けられます。**(学生協自家共済より給付)

### 掛金

退職後継続の掛金はP20をご覧ください。

加入対象区分	年齢	入院給付金日額5,000円コース(病気・ケガで継続して5日以上入院のとき)		入院給付金日額3,000円コース(病気・ケガで継続して5日以上入院のとき)	
		月額掛金	死亡したとき[死亡保険金]	月額掛金	死亡したとき[死亡保険金]
本人	15~19歳	1,200円	67.14万円	800円	63.14万円
	20~24歳	1,400円	40.91万円	900円	42.73万円
	25~29歳	1,600円	40.91万円	1,100円	66.97万円
	30~34歳	1,700円	43.94万円	1,100円	50.61万円
	35~39歳	1,800円	65.28万円	1,100円	44.72万円
	40~44歳	2,000円	59.30万円	1,300円	58.84万円
	45~49歳	2,300円	54.81万円	1,500円	55.96万円
配偶者	50~54歳	2,900円	45.65万円	1,900円	50.58万円
	55~59歳	3,800円	44.71万円	2,500円	47.98万円
	60歳	5,200円	40.00万円	3,400円	41.50万円

本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の給付金および、配偶者、子どもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

加入対象区分	年齢	入院給付金日額2,000円コース(病気・ケガで継続して5日以上入院のとき)	
		月額掛金	死亡したとき[死亡保険金]
配偶者	16~19歳	500円	32.57万円
	20~24歳	600円	28.48万円
	25~29歳	700円	34.55万円
	30~34歳	700円	23.64万円
	35~39歳	700円	20.56万円
	40~44歳	800円	23.72万円
	45~49歳	900円	18.08万円
子ども	50~54歳	1,200円	24.06万円
	55~59歳	1,500円	15.96万円
	60歳	2,000円	11.00万円

※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について120日を限度とします。  
 ※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。  
 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=令和3年12月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。  
 ※左記は加入者数が20名以上99名以下の場合の掛金です。したがって実際の加入者数が異なれば、左記掛金は異なりますので、その場合は初回に選んで正規掛金を適用させていただきます。  
 ※保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。

記載の年齢以外の方の掛金は引受会社までお問い合わせください。

### 加入資格

本人…「あ・ん・し・ん」に加入している生協組合員(再任用含む)で申込書記載の告知内容に該当し、令和3年12月1日現在満14歳6ヵ月を超え、満60歳6ヵ月までの方。(継続の場合は満69歳6ヵ月までの方)  
 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和3年12月1日現在満15歳6ヵ月を超え満60歳6ヵ月までの方。(継続の場合は満69歳6ヵ月までの方)  
 子ども…本人の子どもで申込書記載の告知内容に該当し、令和3年12月1日現在、満22歳6ヵ月までの方。

【告知内容】  
 本人  
 【現在の就業状態】  
 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。  
 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。  
 配偶者・子ども  
 【現在の健康状態】  
 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。  
 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。  
 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。  
 本人・配偶者・子ども共通  
 【過去3ヵ月以内の健康状態】  
 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。  
 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。  
 【過去2年以内の健康状態】  
 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。  
 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。  
 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。  
 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。  
 ④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。  
 【配偶者・子どもの加入についてのご注意】  
 ・子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。  
 ・配偶者、子どものみの加入はできません。本人とセットでご加入ください。(本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者、子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者、子どもは同時に脱退となります。)  
 ・配偶者、子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。  
 ・子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。

<引受保険会社> 明治安田生命保険相互会社

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P32~33

# 重病克服支援制度

<7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集团扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】>

## 意向確認【ご加入前のご確認】

重病克服支援制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

### 制度の特長

- 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。

### 保障内容等 [加入対象区分: 本人・配偶者]

保障区分	保障内容	申込保険金額			
		500万円	300万円	200万円	100万円
主契約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 特定疾病保険金(※1)  ○死亡・所定の高度障害状態のとき 死亡・高度障害保険金(※1)	500万円	300万円	200万円	100万円
7大疾病保障特約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 7大疾病保険金(※2)	250万円	150万円	100万円	50万円
がん・上皮内新生物保障特約	○所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき がん・上皮内新生物保険金(※2)	50万円	30万円	20万円	10万円

! (※1)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。  
 (※2)7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。  
 (注)特約を付加するには、主契約への加入が必要です。

リビング・ニーズ特約	余命6ヵ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。
------------	--------------------------------------

### ◎保険金ごとの保障イメージ<保険金額500万円の場合>

保険金種類	お支払事由					
	死亡・高度障害	悪性新生物(がん) <sup>(※)</sup>	急性心筋梗塞	脳卒中	その他の4疾病 重度の糖尿病 慢性腎不全 重度の高血圧性疾患 肝硬変	上皮内新生物
主契約	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金					お支払事由のいずれかに該当で <b>500万円</b>
特約	7大疾病保険金					
特約	がん・上皮内新生物保険金					お支払事由のいずれかに該当で <b>50万円</b>
お支払事由ごとの保険金額合計						
		500万円	800万円	750万円	250万円	50万円

(※)「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項  
 ! ●7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。  
 ●7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。  
 ●特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金等のお支払いについて、本パンフレット34ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P34~35

## 保険金のお支払いに関するご注意

各保険金の主なお支払事由はつぎのとおりです。

●被保険者が加入日(\*)以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾病例*1

- \*1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款[付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中]に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- \*2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(\*)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日(\*)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- \*3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- \*4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に局限しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- \*5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時を含みます。
- \*6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- \*7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- \*8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限りません。
- \*9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり 特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- \*10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- \*11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- \*12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(\*)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日(\*)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- \*13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。
- (\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

## 月額掛金

【加入対象区分：本人・配偶者】  
・年齢・性別により異なります。

※重病克服支援制度のみお申込の場合、下記掛金のほかに制度運営費として別途200円が必要となります。退職後継続の掛金はP20をご覧ください。

月額掛金 <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額・500万円・300万円・200万円・100万円>

(単位：円)

申込保険金額	男 性															
	本 人・配偶者															
	500万円				300万円				200万円				100万円			
年齢	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計月額掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計月額掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計月額掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計月額掛金
	500万円	250万円	50万円		300万円	150万円	30万円		200万円	100万円	20万円		100万円	50万円	10万円	
15歳	585	250	60	895	351	150	36	537	234	100	24	358	117	50	12	179
16~20歳	790	325	65	1,180	474	195	39	708	316	130	26	472	158	65	13	236
21~25歳	1,045	350	65	1,460	627	210	39	876	418	140	26	584	209	70	13	292
26~30歳	1,070	400	70	1,540	642	240	42	924	428	160	28	616	214	80	14	308
31~35歳	1,315	525	80	1,920	789	315	48	1,152	526	210	32	768	263	105	16	384
36~40歳	1,770	675	100	2,545	1,062	405	60	1,527	708	270	40	1,018	354	135	20	509
41~45歳	2,440	975	150	3,565	1,464	585	90	2,139	976	390	60	1,426	488	195	30	713
46~50歳	4,055	1,700	235	5,990	2,433	1,020	141	3,594	1,622	680	94	2,396	811	340	47	1,198
51~55歳	6,710	2,700	360	9,770	4,026	1,620	216	5,862	2,684	1,080	144	3,908	1,342	540	72	1,954
56~60歳	10,490	4,600	620	15,710	6,294	2,760	372	9,426	4,196	1,840	248	6,284	2,098	920	124	3,142

(単位：円)

申込保険金額	女 性															
	本 人・配偶者															
	500万円				300万円				200万円				100万円			
年齢	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計月額掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計月額掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計月額掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計月額掛金
	500万円	250万円	50万円		300万円	150万円	30万円		200万円	100万円	20万円		100万円	50万円	10万円	
15歳	560	275	60	895	336	165	36	537	224	110	24	358	112	55	12	179
16~20歳	665	325	75	1,065	399	195	45	639	266	130	30	426	133	65	15	213
21~25歳	790	375	125	1,290	474	225	75	774	316	150	50	516	158	75	25	258
26~30歳	995	500	160	1,655	597	300	96	993	398	200	64	662	199	100	32	331
31~35歳	1,405	725	225	2,355	843	435	135	1,413	562	290	90	942	281	145	45	471
36~40歳	2,050	1,100	305	3,455	1,230	660	183	2,073	820	440	122	1,382	410	220	61	691
41~45歳	2,980	1,825	400	5,205	1,788	1,095	240	3,123	1,192	730	160	2,082	596	365	80	1,041
46~50歳	3,750	2,375	500	6,625	2,250	1,425	300	3,975	1,500	950	200	2,650	750	475	100	1,325
51~55歳	4,895	3,025	515	8,435	2,937	1,815	309	5,061	1,958	1,210	206	3,374	979	605	103	1,687
56~60歳	6,025	4,025	595	10,645	3,615	2,415	357	6,387	2,410	1,610	238	4,258	1,205	805	119	2,129

\*年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=令和3年12月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

\*この制度の掛金は年単位の契約当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の掛金は主契約の総保険金額10億円以上30億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なる場合は、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約当日より正規掛金を適用します。

\*記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。

\*上記以外の年齢の方は保険会社までお問い合わせください。

\*重病克服支援制度の新規加入および特約の付加は60歳までです。

加入日(\*)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。

本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

## 加入資格

本人…「あ・ん・し・ん」に加入している生協組合員(再任用含む)で申込書記載の告知内容に該当し、令和3年12月1日現在満14歳6か月を超え、満60歳6か月までの方(継続の場合は満70歳6か月までの方)

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和3年12月1日現在満15歳6か月を超え、満60歳6か月までの方 ※配偶者だけの加入はできません。(継続の場合は満70歳6か月までの方)

【告知内容】	本人	配偶者
本人 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。	本人・配偶者共通 【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめていません。 (注)検査をすすめられなかった結果、異常が認められなかった場合は該当しません。	本人・配偶者共通 【過去5年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。 (がん・上皮内新生物保障特約について) 当特約を新規付加するまたは当特約が付加された主契約保険金を増額する場合は、 <b>上記の告知に併せて</b> 、以下の【現在までの健康状態】をご確認ください。 【現在までの健康状態】 申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。
配偶者 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。	【別表】 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病	

\*本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。

本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の組合員(再任用含む)である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

\*引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

\*告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

\*過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。

\*過去に7大疾病保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても7大疾病保障特約の再度付加はできません。

\*加入日(\*)よりも前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合には、加入日(\*)以降に新たに「悪性新生物(がん)」と診断確定されても、特定疾病保険金(7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約)が付加されている場合は、その保険金を含む)のお支払いの対象にはなりません。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。

なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がございます。

<引受保険会社> 明治安田生命保険相互会社 四国法人営業推進部 〒760-0017 香川県高松市番町1-7-5 明治安田生命高松ビル2階 TEL 087-821-6811

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P34~35

# ビッグライフ/ワイドライフ

<天災補償特約付所得補償保険【損害保険】>

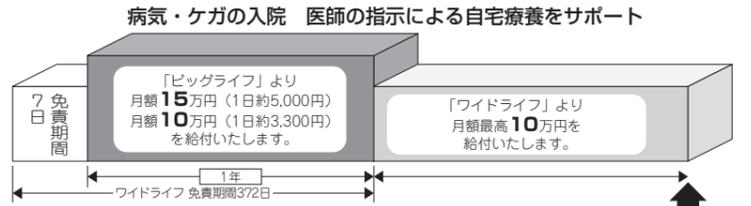
<天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】>

**意向確認【ご加入前のご確認】**  
ビッグライフ/ワイドライフは、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容が、ご確認のうえお申込みください。

## 制度の特長

- Point 1** 病気やケガで勤務できなくなった場合の職場復帰までの「傷病手当」の補完として(ビッグライフでは8日目から1年、ワイドライフでは373日目から60歳まで<55歳~64歳の方は3年が限度>) **月額(最高)10万円(ビッグライフは月額10・15万円)を支給。**
- Point 2** 就業不能にならなかった場合、ビッグライフについては無事故戻しとして年間掛金の**一律20%が還付**されます。
- Point 3** ご加入に際して、医師による診査等がなく告知事項の確認だけでご加入頂けます。
- Point 4** 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被災した就業不能・障害も補償対象となります。

## 給付内容



●具体的給付事例  
ビッグライフ(月額15万円)とワイドライフに加入しているAさんが長期入院(入院日数203日)と退院後医師の指示による自宅療養(自宅療養221日)をした場合の給付額は…(合計1年1ヵ月と29日→免責期間7日→給付対象は1年1ヵ月と22日)  
【ビッグライフ】より 12ヵ月(入院+自宅療養)×15万円=180万円  
【ワイドライフ】より 1ヵ月×10万円+ $\frac{22}{30}$ ×10万円=約17.3万円 合計 約197.3万円  
※最長60歳まで支給いたします(55歳~64歳の方は3年が限度)

## 月額掛金

<加入取扱いに関するご注意>  
・ビッグライフはいずれか1種類を選んでください。・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

### ●ビッグライフ

年齢(満年齢)	免責期間	補償対象期間	7コース・8コース 保険金月額15万円 <男性・女性>	2コース・4コース 保険金月額10万円 <男性・女性>
15歳~19歳	7日	1年	730	480
20歳~24歳			1,060	710
25歳~29歳			1,190	800
30歳~34歳			1,480	980
35歳~39歳			1,840	1,230
40歳~44歳			2,300	1,530
45歳~49歳			2,740	1,830
50歳~54歳			3,180	2,120
55歳~59歳			3,400	2,270
60歳~64歳			3,580	2,380

※掛金は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。  
・年齢は令和3年12月1日現在の満年齢です。  
・年齢の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。  
・本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。  
【お取扱いできない事項の例】●保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等) ●保険期間の変更 ●掛金の払込方法の変更 など  
●無事故戻しについて  
保険期間中に保険金を支払うべき就業不能が発生しなかった場合は、無事故戻し返れい金としてお支払いいただいた掛金の20%を保険契約者にお返しします。  
ただし、無事故戻し返れい金をお返しした後に、その保険期間中に開始した就業不能に対し、保険金をお支払いする場合は、お支払いする保険金と無事故戻し返れい金を精算させていただきます。

## 加入資格

(ビッグライフ・ワイドライフ)「あ・ん・し・ん」に加入している生協組合員(再任用含む)で、申込書記載の告知内容に該当し、令和3年12月1日現在満15歳から満64歳6ヵ月までの方

- 【現在の就業状態】  
申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。  
(注)【就業を制限】とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
- 【過去3ヵ月以内の健康状態】  
申込日(告知日)より計算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。  
(注) 検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
- 【過去2年以内の健康状態】  
申込日(告知日)より計算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。  
(注) ①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。  
②【医師による診察・検査・治療を受けた期間】は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。  
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。  
④【治療】には、指示・指導を含みます。

### <引受損害保険会社>

- (ビッグライフ部分) 明治安田損害保険株式会社
- (ワイドライフ部分) 明治安田損害保険株式会社(幹事) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- <取扱代理店>
- (ビッグライフ部分) 徳島県学校用品協会有限会社(明治安田損害保険株式会社委託代理店) TEL:088-679-1358 明治安田生命保険相互会社(明治安田損害保険株式会社委託代理店) TEL:087-821-6811
- (ワイドライフ部分) 徳島県学校用品協会有限会社(明治安田損害保険(株)・あいおいニッセイ同和損害保険(株)取扱代理店) TEL:088-679-1358 明治安田生命保険相互会社(明治安田損害保険(株)取扱代理店) TEL:087-821-6811

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P36~37, 38



健康なココロとカラダは、楽しい未来へのパスポート

# 健康づくりサポート



サービス運営費  
月額  
**200円**

※健康づくりサポートのみの加入はできません。必ず重病克服支援制度とセットでご加入ください。

## サービスの概要 疾病予防の考え方に基づいた7つのメニューをご利用いただけます。



### 一次予防に対応したサービスメニュー

- 季刊誌「健康情報」  
健康的な食事・運動、リラクゼーションや最新の医学情報まで幅広い情報を掲載。性別・年代を問わず楽しめる内容の情報誌を年4回お届け。(日経ヘルス編集)
- ヘルシーファミリー倶楽部  
最新の健康情報から、病気・薬・病院の検索まで、健康に関するあらゆる情報を提供。健康関連書籍を中心に200冊以上が無料で読み放題の電子図書館や病院検索、くすり検索などさまざまなコンテンツで健康をサポート。
- 相談ダイヤル  
様々な不安や悩みについて、お気軽に相談いただける専門窓口をご用意。健康全般、病気や育児、メンタルヘルスに介護…。ご相談には専門スタッフ(看護師、保健師、管理栄養士、薬剤師、医師、臨床心理士、ケアマネージャー等)が責任を持って対応。  
※メンタルヘルス面接相談はひとり年間5回まで無料。

### 二次・三次予防に対応したサービスメニュー

- テレセカンド®  
病院に受診することなく、名医(\*)による電話相談が可能。セカンドオピニオンの必要性、治療法や診断についての疑問にお応え。  
●臨床経験を積んだ看護師がご相談に応じる医師を検索し、相談日時を設定  
●看護師が三者通話で電話相談に立会いしっかりとサポート  
\*名医とは専門医同士の相互評価に基づいて選ばれた優秀な専門医を指します。また、対象となる疾患は広義のがん、心臓疾患、脳動脈瘤、膠原病などです。テレセカンド、ホスピサーチは米国及びその他の国におけるBest Doctors, Inc.の商標です。
- ホスピサーチ®  
名医が在籍する医療機関の情報(「医療機関名」及び「診療科」)をスピーディにお伝えするサービス。急いで名医の在籍する医療機関の情報を知りたいというニーズにお応え。  
●お電話ですぐに情報をお伝えすることが可能  
●確定診断でなくとも「疑い」状態でもご利用が可能
- WELBOX(ウェルボックス)  
国内約27,000以上の宿泊施設や育児、介護、健康、自己開発、グルメ、スポーツ、エンタメなど暮らしのさまざまなシーンで利用できる多彩なメニューが会員価格でご利用可能。
- CLUB FUJITA  
藤田観光が運営するウィスタリアンライフクラブ(全国7施設)を優待料金で利用可能。  
(神奈川県箱根2、静岡県熱海・宇佐美、三重県鳥羽、長野県野尻湖・車山高原)

## 「健康づくりサポート」の取扱い

加入期間	加入期間1年間(令和3年12月1日~令和4年11月30日)で以後毎年更新します(自動更新)。所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。
運営費	加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円(月額、消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかなるを問わず返還いたしません。(※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。)

## 「健康づくりサポート」加入者規約

- 第1条(目的)  
健康づくりサポートとは、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます)が健康づくりサポートの加入申込みをされた方(以下、加入者といいます)に向けて継続的に健康生活を応援するサービスです。  
加入者がより健康増進に貢献できるように具体的な健康情報の提供をすることで、豊かなクオリティ・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。
- 第2条(加入資格等)  
1. 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有します。  
2. 加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めた方をいいます。
- 第3条(運営費)  
加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める金額(消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかなるを問わず返還いたしません。
- 第4条(加入者証の付与)  
加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いただきます。
- 第5条(健康情報の提供)  
加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含めた各種情報提供があることに予め同意するものとします。
- 第6条(サービスの内容)  
1. サービスとは、以下のものを指します。  
①健康情報に関するサービス  
(1)健康情報誌等による各種健康情報の提供  
(2)電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談  
(3)その他  
②当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介  
この場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入した商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。  
2. 当社が第1条の目的に沿って提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関する一般的な情報提供及びアドバイザーを加入者の責任で活用していただくものであり、情報を活用したことによって加入者及び加入者のご家族等が何らかの損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。

## 個人情報に関する取扱いについて

- 個人情報の利用目的  
取得した個人情報は、健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提供を行なうために利用します。
- 個人情報の取扱いの委託について  
利用目的の達成に必要な範囲内において、取得した個人情報の全部または一部を委託する場合があります。その場合には、個人情報の管理水準が、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます)が設定する基準を満たす企業を選定し、適切な管理、監督を行ないます。
- 保有個人データの開示等および問い合わせ窓口について  
当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。  
【お問い合わせ先】 明治安田ライフプランセンター(株)(事務委託先)  
団体サービス部 生活・健康サービスグループ  
03-5952-5069
- 個人情報提供の任意性  
氏名・住所・電話番号を提供いただけない場合、本サービスを提供できない場合があります。健康づくりサポート加入申込書の提出をもちまして、個人情報の取扱いに同意いただいたものとさせていただきます。

- 予告なくサービス内容を追加・変更することがあります。
- 第7条(届出事項の変更)  
1. 加入者は、当社に届け出た住所・氏名等について変更があった場合には、所定の方法にて速やかに当社に通知していただきます。  
2. 前項の変更事項についての通知がなく、当社からの送付物等が延着し、または到着しなかったときでも、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。
- 第8条(脱退ならびに加入者資格の喪失の場合の取扱い)  
1. 加入者は、自己の都合により脱退を希望するときは、所定の手続きをすることで、脱退することができます。  
2. 何らかの理由で運営費が支払われなかった場合は、いずれも特別な申し出がない限りは自動的に加入者資格を喪失します。  
3. 加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当な行動が認められる場合等で当社が加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入者資格を取り消すことがあります。  
4. 第2条に定める加入者資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了します。
- 第9条(加入期間)  
1. 加入者が、当社からサービス提供を受けることができる期間は1年です。サービスの開始月日と終了月日は加入者が所属する団体と当社との間で決定した期間となります。  
2. 特に申し出のない場合、加入期間は1年毎に自動的に更新されます。
- 第10条(データ保護)  
当社が保有する加入者個人のデータは厳正に管理・運用します。
- 第11条(規約の変更)  
本規約については、今後変更することがあります。その場合、これを速やかに加入者に告知します。変更日以降は、変更後の規約に従い取扱うものとします。
- 第12条(契約の終了)  
1. 本契約が所属する団体が当社の保険商品の採用を中止した場合、同時に終了します。  
2. 本契約は加入者が所属する団体と当社との間のサービスの運営にかかる「健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書」が終了した場合、同時に終了します。

この制度は下記の会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田生命保険相互会社  
事務委託会社：明治安田ライフプランセンター株式会社  
【サービス内容等に関するお問い合わせ先】 健康づくりサポート事務局：0120-567-074(平日9:00~17:00)

MYLP-バ-21-健サ-002

「あ・ん・し・ん」「傷害保険」「医療費あ・ん・し・ん制度」「総合医療サポート」

「医療保障保険」「重病克服支援制度」「ビッグライフ」「ワイドライフ」

# 共通取扱

## 保険期間

1年間（令和3年12月1日～令和4年11月30日）で、以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末（ボーナス給付部分は半年単位の契約応当日の前日）までの保障となります。ただし、掛金の払い込みが条件となります。

## 掛金の払込

掛金は毎月の給与から控除します。（初回は12月分から）  
※「あ・ん・し・ん」ボーナス給付分は、夏および冬のボーナス時に給与から控除します。（初回は12月分から）

## 申込方法

（「あ・ん・し・ん」・傷害保険・医療費あ・ん・し・ん制度・総合医療サポート・医療保障保険・重病克服支援制度・ビッグライフ・ワイドライフ）  
所定の申込書に必要事項を記入・押印の上、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。ただし、掛金は毎年の更新の都度算出されますので、変更される場合があります。

## 継続加入の取扱い

（「あ・ん・し・ん」・医療保障保険・医療費あ・ん・し・ん制度）  
一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額（同コース）・入院給付金日額・給付金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・入院給付金日額・給付金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し、変更します。

（傷害保険）  
加入の次年度からは、明治安田損害保険㈱またはお客さまから特に意思表示がない限り、前年度と同じ内容で継続します。ただし、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

（総合医療サポート（損保部分））  
いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院保険金日額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、入院保険金日額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

（ビッグライフ・ワイドライフ）  
いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金月額（コース）以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金月額（コース）等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

## 自動更新の取扱い

（総合医療サポート（生保部分）・重病克服支援制度）  
保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が70歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。  
\*更新後のご契約の保険期間は1年です。 \*更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

## 配当金

（「あ・ん・し・ん」・医療保障保険）  
この保険は1年ごとに収支計算を行って剰余金が生じた場合には配当金としてお返しする仕組みになっています。配当額は、団体の規模・支払保険金の額によって異なります。医療費あ・ん・し・ん制度・ビッグライフ・ワイドライフ・重病克服支援制度・傷害保険・総合医療サポートに配当金および解約返れい金はありません。配当金の一部をシステム事務費として控除しております。なお、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

## 保険会社からのお願い・ご注意

（「あ・ん・し・ん」・医療費あ・ん・し・ん制度・総合医療サポート（生保部分）・医療保障保険・重病克服支援制度）  
<保険金・給付金のご請求について>  
●保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。  
●保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。  
●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>  
●ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。  
●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。  
●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。  
●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

## 税法上の取扱い

・保険料（保険料＝掛金－制度運営費）の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。  
・本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。  
・本人が受取る配偶者・子どもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合、贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。  
・高度障害保険金、障害給付金、入院給付金、入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金は非課税です。  
・本人の年金原資（死亡保険金額）はみなし相続財産とされ、相続税が課せられます。  
ただし、法定相続人数×500万円まで非課税です。※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。  
・毎年受け取る年金は、雑所得として所得税が課せられますが、下記の控除があります。

$$\text{雑所得} = \text{基本年金年額} + \text{増加年金年額} - \text{基本年金年額} \times \frac{\text{年金原資}}{\text{年金支給総額}}$$
  
なお、雑所得の額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収をおこないます。

【傷害保険】  
・入院保険金、手術保険金、通院保険金は非課税です。

【総合医療サポート（損保部分）】  
・保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。ただし、親介護保険金に対する部分の保険料は除きます。  
・入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金は非課税です。

【ビッグライフ・ワイドライフ】  
・保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。  
・所得補償保険金は非課税です。

税務の取扱いについては税制改正により、変更となる場合があります。

（生保部分について）  
（「あ・ん・し・ん」・医療保障保険）  
相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

（医療費あ・ん・し・ん制度・総合医療サポート（生保部分）・重病克服支援制度）  
当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

（総合医療サポート（生保部分）・重病克服支援制度）  
引受会社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

この制度は生命保険会社と締結した半年払保険料併用特約付年金払特約付災害保障特約付子ども特約付子ども災害保障特約付団体定期保険契約【あ・ん・し・ん】、家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険契約【医療費あ・ん・し・ん制度】、代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険契約【総合医療サポート（生保部分）】、家族特約付医療保障保険（団体型）契約【医療保障保険】、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）【重病克服支援制度】に基づき運営します。

個人情報に関する取扱いについて <契約者と生命保険会社からのお知らせ>  
当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp）をご参照ください。  
ー死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー  
指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

MY-A-21-団-004252 MY-A-21-団医-004254 MY-A-21-医-004253 MY-A-21-無医-004255  
MY-A-21-特疾-004256 MYG-A-21-L-135 MYG-A-21-S-136 MYG-A-21-傷-134 MYG-A-21-医-137

各制度の概要

あ・ん・し・ん

傷害保険

医療費あ・ん・し・ん制度

総合医療サポート

医療保障保険

重病克服支援制度

ビッグライフ・ワイドライフ

健康づくりサポート

共通取扱重要事項のお知らせ

# 退職後継続制度掛金表

※各制度の退職後継続の月払掛金表です。

ご退職後、継続加入しない場合は、徳島県学校生活協同組合へご連絡をお願いいたします。

※年に1回コースの見直しが可能です。(新規加入・増額はできません)

※令和4年3月末のご退職者は、翌年11月(12月1日更新予定)まで掛金は変わりません。

※年齢は保険年齢です。(保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。)  
(例) 保険年齢40歳＝令和3年12月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

※昭和36年6月1日以前にお生まれの方は保険年齢が61歳以上になります。

## 『あ・ん・し・ん』本人・配偶者・子ども

### 月払掛金

(単位：円)

年齢	100万円		300万円		500万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
61～65歳	1,001	647	2,603	1,541	4,205	2,435
66～70歳	1,366	787	3,698	1,961	6,030	3,135
71歳	1,712	964	4,736	2,492	7,760	4,020
72歳	1,868	1,046	5,204	2,738	8,540	4,430
73歳	2,049	1,142	5,747	3,026	9,445	4,910
74歳	2,259	1,248	6,377	3,344	10,495	5,440
75歳	2,507	1,363	7,121	3,689	11,735	6,015
76歳	2,799	1,493				
77歳	3,144	1,645				
78歳	3,551	1,829				
79歳	4,021	2,051				
80歳	4,552	2,317				

本人・配偶者

子ども	400万円	一律 460 (3～22歳)
	100万円	一律 115 (3～22歳)

記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。

記載の掛金は本人のみ制度運営事務費200円が含まれており、配偶者は200円を引いた掛金となります。

死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

## 『医療費あ・ん・し・ん制度』本人・配偶者・子ども

●先進医療の技術に係る費用と同額の給付金をお支払いします。(通算2,000万円まで)

対象となる先進医療については、P25～26の給付金に関するご注意をご確認ください。

●病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。

### 月払掛金

基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約

(単位：円)

年齢	2.5万円コース		5万円コース	
	男性	女性	男性	女性
61～65歳	1,275	895	2,475	1,715
66～69歳	1,473	1,118	2,870	2,160
70歳	1,575	1,233	3,075	2,390
71歳	1,635	1,293	3,195	2,510
72歳	1,700	1,353	3,325	2,630
73歳	1,770	1,410	3,465	2,745
74歳	1,850	1,475	3,625	2,875
75歳	1,933	1,538	3,790	3,000
76歳	2,010	1,603	3,945	3,130
77歳	2,110	1,678	4,145	3,280
78歳	2,195	1,748	4,315	3,420
79歳	2,300	1,830	4,525	3,585

本人・配偶者

子ども	一律 380 (0～22歳)
-----	----------------

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。  
※記載の掛金は加入者が50名以上1,000名未満の場合の掛金です。  
したがって実際の加入者数が異なれば左記掛金は異なりますので、その場合は初回に遡って正規掛金を適用させていただきます。  
※給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

## 『総合医療サポート』本人・配偶者

※病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします等。(生保部分)

三大疾病、所定の生活習慣病、女性疾病による入院・手術の場合、基本コース<生保部分>に上乗せして保険金をお支払いします。(損保部分)

所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払いします。(損保部分)

### 月払掛金

(単位：円)

年齢	月額5,000円コース			
	男性(基本+付加コース)		女性(基本+付加コース)	
	基本コース(生保部分)	付加(A)コース(損保部分)	基本コース(生保部分)	付加(B)コース(損保部分)
61～65歳	7,015	4,925	2,090	7,585
66～70歳	10,030	6,980	3,050	10,450

(単位：円)

年齢	月額3,000円コース			
	男性(基本+付加コース)		女性(基本+付加コース)	
	基本コース(生保部分)	付加(C)コース(損保部分)	基本コース(生保部分)	付加(D)コース(損保部分)
61～65歳	4,325	2,955	1,370	4,667
66～70歳	6,238	4,188	2,050	6,494

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

記載の基本コースの掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。

記載の付加コースの掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金・給付金の受取人は被保険者となります。(生保部分)

## 『医療保障保険』

※病気・ケガによる継続して5日以上入院を保障します  
(入院5日目から給付の対象となります)

本人

年齢	入院給付金日額5,000円		入院給付金日額3,000円	
	月払掛金(円)	死亡したとき [死亡保険金](万円)	月払掛金(円)	死亡したとき [死亡保険金](万円)
61～64歳	5,200	40.00	3,400	41.50
65～69歳	7,600	40.12	5,000	41.81

配偶者

年齢	入院給付金日額2,000円	
	月払掛金(円)	死亡したとき [死亡保険金](万円)
61～64歳	2,000	11.00
65～69歳	2,900	10.40

子ども

年齢	入院給付金2,000円	
	月払掛金(円)	死亡したとき [死亡保険金](万円)
～22歳	一律 500	38.46

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

本人は5,000円・3,000円コース。配偶者・子どもは2,000円コースの取扱いになります。

記載の掛金は概算掛金です。

本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の給付金および、配偶者・子どもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

掛金は男女共通です。

## 『重病克服支援制度』本人・配偶者

三大疾病に対する治療費として特定疾病保険金をお支払いします。

7大疾病に対する治療費として、7大疾病保険金をお支払いします。

上皮内新生物と診断確定された場合には、がん・上皮内新生物保険金をお支払いします。

※7大疾病および上皮内新生物を保障する場合は、それぞれ特約を付加する必要があります。また、退職後の新たな特約の付加はできません。

### 月払掛金

(単位：円)

性別	年齢	100万円			200万円			300万円			500万円		
		主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内新生物 保障特約
男性	61～65歳	3,267	1,465	227	6,534	2,930	454	9,801	4,395	681	16,335	7,325	1,135
	66～70歳	4,834	2,115	348	9,668	4,230	696	14,502	6,345	1,044	24,170	10,575	1,740
女性	61～65歳	1,708	955	161	3,416	1,910	322	5,124	2,865	483	8,540	4,775	805
	66～70歳	2,254	1,275	181	4,508	2,550	362	6,762	3,825	543	11,270	6,375	905

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。

この制度の掛金は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。

記載の掛金は主契約の総保険金額10億円以上30億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規掛金を適用します。

本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

## 『傷害保険』本人・配偶者・子ども

※急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします

～70歳	月払掛金	580円
------	------	------

補償内容はパンフレットP7をご覧ください。

記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

【お問い合わせ先】  
徳島県学校生協 TEL 088-679-1357 FAX 088-675-1315

## 【ご注意ください】

### ●毎月の掛金引き落としについて

ご加入制度の退職後の掛金は、毎月、生協登録口座より引き落としもしくは生協より送付の振込用紙にてご入金いただきます。

もし、残高不足等により引き落としが行えなかった場合は生協よりご連絡させていただきますので、速やかにご入金の対応をいただきますようお願いいたします。

**なお、2ヵ月連続で引き落としやご入金がない場合は、ご加入中の制度は全て脱退とさせていただきますのでご注意願います。**

# 「あ・ん・し・ん」保険金等のお支払いについて

保険金のお支払い

死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(\*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。

災害保険金については、この特約の加入日(\*)以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日(\*)以後に発病した特定感染症(※)を直接の原因として保険期間中に死亡した場合にお支払いします。障害および災害入院給付金については、この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当したか、入院を開始した場合にお支払いします。

また、災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。

なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院することを条件とします。

「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(※)対象となる特定感染症

対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの(注)とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目(基本分類コード)
コレラ(A00)、腸チフス(A01.0)、パラチフスA(A01.1)、細菌性赤痢(A03)、腸管出血性大腸菌感染症(A04.3)、ペスト(A20)、ジフテリア(A36)、急性灰白髄炎<ポリオ>(A80)、ラッサ熱(A96.2)、クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱(A98.0)、マールブルグ<Marburg>ウイルス病(A98.3)、エボラ<Ebola>ウイルス病(A98.4)、痘瘡(B03)、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)(U04)

(注)新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症を含めます。

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(\*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol>
----------	--

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ

(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。

なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

お支払いできない場合について(解除・免責等)

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき

●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき

●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。)

●契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき

●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

1. 死亡保険金について

① 被保険者が加入日(\*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)

② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき

③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

2. 高度障害保険金について

① 被保険者の故意によるとき

② 契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき

③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

3. 災害保険金、障害給付金、入院給付金について

① 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき

② 災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき

③ 被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

④ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

(災害保障特約、こども災害保障特約の災害保険金に対して)

給付割合表

等級	身体障害の程度	給付割合
第2級	<ol style="list-style-type: none"> <li>8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの</li> <li>9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの</li> <li>11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの</li> </ol>	70%
第3級	<ol style="list-style-type: none"> <li>12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの</li> <li>14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの</li> <li>15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの</li> <li>16. 10足指を失ったもの</li> <li>17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの</li> </ol>	50%
第4級	<ol style="list-style-type: none"> <li>18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの</li> <li>19. 言語またはしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの</li> <li>20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの</li> <li>21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの</li> <li>22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの</li> <li>23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの</li> <li>24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの</li> <li>25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの</li> <li>26. 10足指の用を全く永久に失ったもの</li> <li>27. 1足の5足指を失ったもの</li> </ol>	30%
第5級	<ol style="list-style-type: none"> <li>28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの</li> <li>29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの</li> <li>30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの</li> <li>31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの</li> <li>32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの</li> <li>33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの</li> <li>34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの</li> <li>35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの</li> <li>36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの</li> </ol>	15%
第6級	<ol style="list-style-type: none"> <li>37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの</li> <li>38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの</li> <li>39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの</li> <li>40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの</li> <li>41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの</li> <li>42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの</li> <li>43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの</li> </ol>	10%

第1級は高度障害条項(7項目)です

# 「傷害保険」 保険金等のお支払いについて

保険金のお支払い

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
全項目共通			<ul style="list-style-type: none"> <li>●戦争・暴動（テロ行為を除く）による事故</li> <li>●告知義務違反によりご契約が解除された場合 など</li> </ul>
傷害共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故</li> <li>●頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見）のないもの</li> <li>●山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング）やハンングライダー搭乗などの危険な運動中の事故</li> <li>●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行なっている間の事故</li> <li>●妊娠・出産・早産・流産による傷害</li> <li>●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害</li> <li>●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害</li> <li>●自殺行為・闘争行為による傷害 など</li> </ul>
	入院 傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 * 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院保険金の支払事由に該当した場合で、事故の発生の日からその日を含めて730日限度	
	手術 事故の発生の日からその日を含めて730日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 * ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率（入院外の手術5倍・入院中の手術10倍）を乗じた額	
	通院 傷害により、通院（往診を含みます。）し、医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 * 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度	

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- 保険金のお支払いは、保険期間中（令和3年12月1日～令和4年11月30日）に生じた事故による傷害を原因とする場合に限り、かつ、
- 入院保険金および通院保険金の支払いを受けられる期間中にさらに保険金の支払いを受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行なう治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します（鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません）。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行ない、保険金をお支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても保険金をお支払いする場合があります。
- 医師の指示がなく本人の判断（痛いという自覚症状等）だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭帯損傷等の傷害を被った特定の部位※を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの（胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。）を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。  
※ 1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限ります。） 3. 肋骨・胸骨（ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限ります。）
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 保険金受取人は被保険者本人となります。

聖事による 解除 代理請求制度	保険金を取得する目的で事故を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
	ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。 ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。） ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族 ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族 ※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

事故が発生したときは、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。  
この制度は損害保険会社と締結した普通傷害保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

# 「医療費あ・ん・し・ん制度」保険金等のお支払いについて

給付種類	給付事由	給付内容
入院支援給付金	加入日(*)以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 (1日以上入院で1回目、31日目まで2回目、以降入院30日ごとに1回)
外来手術給付金	加入日(*)以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(*)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (*)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。
外来放射線治療給付金	加入日(*)以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となし、放射線治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。

引受保険会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、給付金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

**お支払いできない場合(注)について(解除・免責等)**

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取り消しとなる場合があります。)
- 契約者もしくは被保険者に給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が給付金を詐欺する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 次のいずれかによりお支払事由に該当したとき

1. 入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金について
  - ①契約者の故意または重大な過失
  - ②その被保険者の故意または重大な過失
  - ③その被保険者の犯罪行為
  - ④その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
  - ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
  - ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
  - ⑧地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
  - ⑨戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

<入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。>

**給付金に関するご注意**

<入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項>

- 加入日(\*)前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日(\*)から起算して2年経過した後入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。
- (\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

<入院支援給付金について>

- 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
- 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。
- 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
- 入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはありません。
- 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
- 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

<外来手術給付金について>

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

**給付金に関するご注意**

- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

<外来放射線治療給付金について>

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。
- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

<先進医療給付金について>

- 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。
- 先進医療の技術に係る費用には、次の費用などは含まれません。
  - ・診察・投薬・入院等、公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用
  - ・先進医療以外の評価療養のための費用
  - ・選定療養のための費用
  - ・食事療養のための費用
  - ・生活療養のための費用
- 治療を受けた時点で、次の1～3全てに該当していない場合はお支払対象となりません。
  1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」
  2. その医療技術ごとの「適応症」
  3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療
 上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。
- 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

**指定代理請求について**

給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情(注)があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると当社が認められた方に限ります。

ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方  
イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く)

お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをご知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

- \* 給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
- \* 給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

**医療保障保険契約内容登録制度**

「医療保障保険契約内容登録制度」について、あなたのご契約内容が登録されます。

引受保険会社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。)のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、引受保険会社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、引受保険会社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただきます。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

引受保険会社の医療保障保険契約に関する登録事項については、引受保険会社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、引受保険会社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、引受保険会社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続への詳細については、引受保険会社コミュニケーションセンター(電話0120-662-332)にお問い合わせください。

**【登録事項】**

- (1)被保険者の氏名、生年月日および性別
- (2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))
- (3)治療給付率
- (4)入院給付金日額または基準給付金額
- (5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
- (6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)
- (7)契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

\*「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

## 「総合医療サポート（生命保険）」保険金等のお支払いについて

### 保険金のお支払い

死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（\*）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。  
引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。  
◎高度障害状態とは、身体障害の程度が加入日（\*）以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> <li>両眼の視力を全く永久に失ったとき</li> <li>言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき</li> <li>中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき</li> <li>両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき</li> </ol>
----------	--

※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。  
（\*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### お支払いできない場合について（解除・免責等）

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取消しとなる場合があります。）
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき

- 死亡保険金について
  - 加入日（\*）からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。）
  - 契約者の故意によるとき
  - 死亡保険金受取人の故意によるとき
  - 戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）  
（\*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
- 高度障害保険金について
  - 被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
  - 契約者の故意または重大な過失によるとき
  - 被保険者の故意または重大な過失によるとき
  - 戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
- 災害入院給付金、疾病入院給付金、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金について
  - 被保険者の薬物依存または自殺行為によるとき（ただし、災害入院給付金を除きます。）
  - 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
  - 被保険者の犯罪行為によるとき
  - 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
  - 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
  - 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき
  - 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
  - 地震、噴火または津波によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
  - 戦争その他変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
  - 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないとき（ただし、手術給付金・手術後療養給付金を除きます。）

### 給付内容について

【各給付金 共通】

- 入院給付金（災害入院給付金・疾病入院給付金）・手術給付金・集中治療給付金・手術後療養給付金のお支払いは、加入日（\*）以後に発生した不慮の事故または発病した疾病を原因とする場合に限りです。  
※不慮の事故については、普通保険約款の付表「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
- 詳細は約款の規定によります。
- ※お支払対象となる集中治療室管理・手術および給付倍率の詳細については「ご契約のしおり 約款」に記載しています。

【災害・疾病入院給付金 共通】

- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ次のすべてを満たすときは継続した1回の入院とみなします。
  - 転入院または再入院と前回の入院の原因が同一または医学上重要な関係があること
  - 前回の入院の退院日の翌日から転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以内であること
- 被保険者が入院給付金（災害入院給付金・疾病入院給付金）の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故その他の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めるときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

【災害入院給付金・疾病入院給付金について】

- 疾病入院給付金は、保険期間中に、加入日（\*）以後に発病した疾病の治療を目的として入院した場合にお支払します。
- 災害入院給付金は、保険期間中に、加入日（\*）以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合にお支払します。
- 災害入院給付金と疾病入院給付金が重複する場合には、重複する期間については災害入院給付金のみをお支払いします。
- 次の3つの入院は、疾病入院給付金のお支払対象となります。
  - ①加入日（\*）以後に発生した、不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
  - ②加入日（\*）以後に発生した、不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
  - ③加入日（\*）以後に開始した、異常分娩のための入院

（\*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

## 別表1 入院

- 入院とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。）が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
  - ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
  - ② ①の場合と同等の日本国外にある医療施設

## 別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。  
(1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D09
性状不詳または不明の新生物①	D37-D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50-D89

備考  
①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髄異形成症候群(D46)、慢性骨髄増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。  
②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
/2…上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性 /3…悪性、原発部位 /6…悪性、転移部位 悪性、続発部位 /9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(2)平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成

(注)国際対がん連合(U I C C)の「TNM分類」が「T O」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

## 別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済法
- 船員保険法
- 高齢者の医療の確保に関する法律

## 別表4 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

給付内容について	<p>【集中治療給付金について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●集中治療給付金は、保険期間中に集中治療室管理を受けたときにお支払いの対象となり、お支払日数は通算して120日を限度とします。</li> </ul> <p>【手術給付金について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●所定の手術については、普通保険約款の付表「対象となる手術および給付倍率表」をご覧ください。</li> <li>●手術給付金は保険期間中に疾病または傷害の治療を目的として手術を受けたときにお支払の対象となります。同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術給付金をお支払いします。</li> </ul> <p>【手術後療養給付金について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●手術後療養給付金は、保険期間中に給付倍率40倍の手術給付金が支払われる手術を受け、手術を受けた日から継続して30日以上入院したときにお支払いの対象となります。</li> <li>●手術後療養給付金のお支払いの対象となる入院は、給付倍率40倍の手術をお受けになる直接の原因となった疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的とした入院に限ります。</li> <li>●災害または疾病で継続して2日以上入院したときにお支払の対象となります。したがって入院給付金のお支払額は、入院給付金日額×入院日数となります。</li> <li>●災害入院給付金のお支払日数は、1回の入院につき365日、更新前、更新後を通算して1095日を限度とします。</li> <li>●疾病入院給付金のお支払日数は、1回の入院につき365日、更新前、更新後を通算して1095日を限度とします。ただし、三大疾病（がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中）による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。</li> </ul>
代理請求特約【Y】について	<p>代理請求特約【Y】の付加により、被保険者が受取人となる給付金・保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情（注）がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金・保険金を請求することができます。</p> <p>（注）「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金・保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。</p> <p>指定代理請求者は、給付金・保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者の戸籍上の配偶者</li> <li>2. 被保険者の直系血族</li> <li>3. 被保険者の兄弟姉妹</li> <li>4. 被保険者の3親等内の親族</li> <li>5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために給付金・保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。</li> </ol> <p>ア. 上記1～4以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）、被保険者と同居している方 イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人および法人の代表者を除く）</p> <p>* 給付金・保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。</p> <p>* 給付金・保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金・保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。</p> <p>死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約【Y】を付加することはできません。</p> <p>お支払いした給付金・保険金は、指定代理請求者にはなく、被保険者本人に帰属します。</p> <p>給付金・保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金・保険金をご請求いただいてもお支払いできません。</p> <p>ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをご知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。</p> <p>指定代理請求者に給付金・保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金・保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。</p> <p>指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約【Y】の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。</p> <p>指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。</p>
契約の詳細	<p>ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。</p> <p>「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田生命までお問い合わせください。</p> <p>【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●お申込の撤回（クーリング・オフ）について</li> <li>●健康状態等の告知義務について</li> <li>●保険金等をお支払いできない場合について</li> <li>●契約内容の変更等について</li> <li>●解約と返戻金について</li> <li>●「生命保険契約者保護機構」について</li> </ul> <p>【お取扱できない事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険期間中の保障額の増額・減額はできません</li> <li>●保険期間の変更はできません</li> <li>●保険料の払込方法の変更はできません</li> </ul>
その他	<p>保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承ください。</p> <p>※この保険には満期保険金はありません。</p> <p>※この保険には自動振替貸付制度はありません。</p> <p>※現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。</p>

## 「総合医療サポート（損害保険）」保険金等のお支払いについて

●三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）には、次のような事例があります。	
悪性新生物・上皮内新生物（がん・上皮内がん）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物</li> <li>2. 消化器の悪性新生物</li> <li>3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物</li> <li>4. 骨および関節軟骨の悪性新生物</li> <li>5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物</li> <li>6. 中皮および軟部組織の悪性新生物</li> <li>7. 乳房の悪性新生物</li> <li>8. 女性生殖器の悪性新生物</li> <li>9. 男性生殖器の悪性新生物</li> <li>10. 腎尿路の悪性新生物</li> <li>11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物</li> <li>12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物</li> <li>13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物</li> <li>14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物</li> <li>15. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物</li> <li>16. 上皮内新生物</li> <li>17. 真正赤血球増加症&lt;多血症&gt;、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性（出血性）血小板血症</li> <li>18. ラングレハンス細胞組織球症</li> </ol>
急性心筋梗塞	<ol style="list-style-type: none"> <li>19. 急性心筋梗塞</li> <li>20. 再発性心筋梗塞</li> <li>21. 急性心筋梗塞の続発合併症</li> </ol>
脳卒中	<ol style="list-style-type: none"> <li>22. くも膜下出血</li> <li>23. 脳内出血</li> <li>24. 脳梗塞</li> <li>25. くも膜下出血の続発・後遺症</li> <li>26. 脳内出血の続発・後遺症</li> <li>27. 脳梗塞の続発・後遺症</li> </ol>
※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。	
●糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。	
糖尿病	1. 糖尿病
高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患
●腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。	
腎臓病	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 糸球体疾患</li> <li>2. 腎尿細管間質性疾患</li> <li>3. 腎不全</li> <li>4. 尿路結石症</li> <li>5. 腎および尿管のその他の障害</li> </ol>
肝臓病	<ol style="list-style-type: none"> <li>6. ウイルス肝炎</li> <li>7. 肝炎</li> </ol>
●女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾病の範囲は次のとおりです。	
悪性新生物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 乳房の悪性新生物</li> <li>2. 女性生殖器の悪性新生物</li> </ol>
乳房および女性生殖器の疾患	<ol style="list-style-type: none"> <li>3. 乳房の障害</li> <li>4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患</li> <li>5. 女性生殖器の非炎症性障害</li> <li>6. 女性生殖器の先天奇形</li> </ol>
妊娠、分娩および産褥の合併症	<ol style="list-style-type: none"> <li>7. 流産に終わった妊娠</li> <li>8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害</li> <li>9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害</li> <li>10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題</li> <li>11. 分娩の合併症</li> <li>12. 分娩（自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く）</li> <li>13. 主として産褥に関連する合併症</li> <li>14. その他の産科的病態、他に分類されないもの</li> </ol>
乳房または女性生殖器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物	<ol style="list-style-type: none"> <li>15. 乳房の良性新生物</li> <li>16. 子宮平滑筋腫</li> <li>17. 子宮のその他の良性新生物</li> <li>18. 卵巣の良性新生物</li> <li>19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物</li> <li>20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物</li> <li>21. 乳房の性状不詳または不明の新生物</li> </ol>
●女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。	
はんこん 癒痕の原因となった傷害または疾病	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 癒痕に対する植皮術</li> <li>2. 癒痕形成術（非観血手術を除く）</li> </ol>
足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術（非観血手術を除く）
乳房切除の原因となった傷害または疾病	4. 乳房切除術（生検を除く）
●介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。	
① 公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合 ② 保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合	
寝たきりにより介護が必要な状態	<p>終日就床（介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。）しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。</p> <p>イ. 歩行の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること</p> <p>ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること</p> <p>（イ）食事 （ロ）排せつ （ハ）入浴 （ニ）衣類の着脱</p>
認知症により介護が必要な状態	<p>認知症（正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。）であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。</p> <p>イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること</p> <p>（イ）歩行 （ロ）食事 （ハ）排せつ （ニ）入浴 （ホ）衣類の着脱</p> <p>ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること</p> <p>（イ）徘徊をする、または迷子になる。 （ロ）過食、拒食または異食をする。</p> <p>（ハ）所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 （ニ）乱暴行為または破壊行為をする。</p> <p>（ホ）興奮し騒ぎ立てる。 （ヘ）火の不始末をする。 （ト）物を盗む、またはむやみに物を集める。</p>

お支払対象となる疾病等の定義

## 「医療保障保険」 保険金等のお支払いについて

給付内容	給付種類	給付事由	給付内容
	入院給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して5日以上入院したとき	入院給付金日額×(入院日数-入院開始日からその日を含めての4日)をお支払いします。
	死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。  
引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

---

＜入院について＞

- 入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
  - (1) 加入日(\*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。  
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、加入日(\*)前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日(\*)から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は加入日(\*)以後の原因によるものとみなします。  
(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
  - (2) 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。  
(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。
  - (3) 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
    - ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
    - ② ①の場合と同等の日本国外にある医療施設
- 入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。
- 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めるときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
  - (1) その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
  - (2) その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めるときは、継続した1回の入院とみなします。
- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険契約の満了した日のそれと同額とします。
- 分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、給付金支払の対象となります。
- 薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)、人間ドック、美容整形等、治療を目的としない入院は給付金支払の対象となりません。

＜入院給付金＞

- 入院給付金の支払限度日数は、1回の入院につき120日分、通算700日分です。
- 入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して5日以上となった入院であることを要します。

---

次のような場合には、給付金・保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。)
- 契約者もしくは被保険者に給付金・保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が給付金・保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

1. 入院給付金について

- ① 契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失
- ② その被保険者の犯罪行為
- ③ その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- ④ その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤ その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故
- ⑥ その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故
- ⑦ その被保険者の薬物依存
- ⑧ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

2. 死亡保険金について

- ① その被保険者についての加入日(\*)から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)
- ② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③ 戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

保険金のお支払い	<p>・入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術はお支払いの対象となりません。</p> <p>・保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません(注)。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。</p> <p>(注)したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。</p> <p>・お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額</li> <li>② 保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額</li> </ol> <p>・被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。</p> <p>・被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。</p> <p>・被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘術)や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。</p> <p>・同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。</p> <p>・保険金受取人は被保険者本人になります。</p> <p>・介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。</p> <p>・詳細は約款の規定によります。</p> <p>お支払対象となる三大疾病、糖尿病・高血圧性疾患、腎臓病・肝臓病、女性疾病、手術および倍率、要介護状態等の詳細については、引受損害保険会社のホームページ(<a href="https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/">https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/</a>)をご覧ください。</p> <p>なお、引受損害保険会社のホームページには、約款の掲載に加え『お問い合わせ窓口』⇒『よくあるご質問』欄に主なお支払いに関するQ&amp;Aが掲載されています。</p>
	<p>●入院保険金・手術保険金をお支払いできない主な場合(三大疾病入院保険金、三大疾病手術保険金を除きます。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者の故意または重大な過失</li> <li>② 被保険者の犯罪行為</li> <li>③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</li> <li>④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</li> <li>⑤ 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故</li> <li>⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li> <li>⑦ 被保険者の薬物依存</li> <li>⑧ 地震、噴火または津波</li> <li>⑨ 戦争その他の変乱</li> </ol> <p>ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。 など</p> <p>●介護保険金をお支払いできない主な場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者の故意または重大な過失</li> <li>② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>③ 被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故</li> <li>④ 被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など <p>●親介護保険金をお支払いできない主な場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者の故意または重大な過失</li> <li>② 被保険者の親の故意または重大な過失</li> <li>③ 被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>④ 被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故</li> <li>⑤ 被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など <p>ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限りません。</p> <p>なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができません。</p> </li></ol></li></ol>
重大事由による解除	<p>保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。</p>
代理請求制度について	<p>ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいなときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)</li> <li>② 上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族</li> <li>③ 上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)</li> </ol> <p>または上記②以外の3親等内の親族</p> <p>※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。</p>

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。この制度は損害保険会社と締結した医療保障契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

「医療保障保険契約内容登録制度」について あなたの契約内容が登録されます。

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話0120-662-332)にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1)被保険者の氏名、生年月日および性別
- (2)保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))
- (3)治療給付率
- (4)入院給付金日額
- (5)保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
- (6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)
- (7)契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。

なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

## 「重病克服支援制度」 保険金等のお支払いについて

### 保険金のお支払い

死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(※)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。

引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(※)以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき</li> <li>3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき</li> </ol>
----------	---

※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

(※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### お支払いできない場合について(解除・免責等)

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。)
- 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき

1. 死亡保険金について
  - ① 加入日(※)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)
  - ② 契約者の故意によるとき
  - ③ 死亡保険金受取人の故意によるとき
  - ④ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)(※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
2. 高度障害保険金について
  - ① 被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
  - ② 契約者の故意または重大な過失によるとき
  - ③ 被保険者の故意または重大な過失によるとき
  - ④ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

### リビング・ニース特約

【保険金のお支払事由について】

- ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断される時。ただし、保険期間(更新される場合は更新後の保険期間を含みます。)満了前1年間は、リビング・ニース特約による保険金の請求はできません。※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます。
- 死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。
- 余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。

余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断される時」に該当しません。

- (1) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合
- (2) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合

【ご請求について】

- ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニース特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。
- 「死亡保険金額」は、リビング・ニース特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。
- この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。
- ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。

【お支払金額について】

- 被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。(ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます。)

【リビング・ニース特約による保険金をお支払いできない場合について】

- つぎのいずれかにより、リビング・ニース特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。
  - (1) 被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
  - (2) ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき
  - (3) 戦争その他の変乱によるとき
- この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。

代理請求特約	<p>代理請求特約〔Y〕の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情（注）がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p> <p>（注）「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。</p> <p>指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者の戸籍上の配偶者</li> <li>2. 被保険者の直系血族</li> <li>3. 被保険者の兄弟姉妹</li> <li>4. 被保険者の3親等内の親族</li> <li>5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。</li> </ol> <p>ア. 上記1～4以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方 イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人および法人の代表者を除く）</p> <p>* 保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。 * 保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。</p> <p>死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約〔Y〕を付加することはできません。</p> <p>お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。 保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。 ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをご知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。 指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。</p> <p>指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約〔Y〕の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。</p> <p>指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。</p>					
	<p>ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。 「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田生命までお問い合わせください。</p> <p>【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】</p> <table border="0"> <tr> <td>●お申込の撤回（クーリング・オフ）について</td> <td>●解約と返戻金について</td> </tr> <tr> <td>●健康状態等の告知義務について</td> <td>●契約内容の変更等について</td> </tr> <tr> <td>●保険金等をお支払いできない場合について</td> <td>●「生命保険契約者保護機構」について</td> </tr> </table> <p>【お取扱できない事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険期間中の保障額の増額・減額はできません</li> <li>・ 保険期間の変更はできません</li> <li>・ 保険料の払込方法の変更はできません</li> </ul>	●お申込の撤回（クーリング・オフ）について	●解約と返戻金について	●健康状態等の告知義務について	●契約内容の変更等について	●保険金等をお支払いできない場合について
●お申込の撤回（クーリング・オフ）について	●解約と返戻金について					
●健康状態等の告知義務について	●契約内容の変更等について					
●保険金等をお支払いできない場合について	●「生命保険契約者保護機構」について					

保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。

- \* この保険には満期保険金はありません。
- \* この保険には自動振替貸付制度はありません。
- \* 現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

## 「ビッグライフ」保険金等のお支払いについて

保険金のお支払い	<p>保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業不能が、免責期間を超えて継続したとき、保険金をお支払いします。</p> <p>就業不能が続いた場合、免責期間終了後（8日目）から1年を限度として、保険金が支払われます。また、一度就業不能が終了した後、6ヵ月以内に同一の原因により再度就業不能となったとき、後の就業不能は前の就業不能と同一とみなします。</p> <p>●お支払いする保険金の額 補償対象期間中の就業不能である期間1ヵ月について、「保険金月額」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業不能開始日の属する月の直前12ヵ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」のお支払いとなります*。 また、補償対象期間中の就業不能である期間に1ヵ月末満の端日数が生じた場合は、1ヵ月=30日とした日割計算でお支払いします。</p> <p>* 初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業不能の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業不能になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額</li> <li>② 被保険者が就業不能になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額</li> </ol> <p>* 他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。</p>
保険金のお支払いに関する注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業不能が開始したときに限りです。</li> <li>・ 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業不能はお支払いの対象となりません<sup>（注）</sup>。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業不能につきましては保険金をお支払いいたします。 （注）したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払いの対象外となることがあります。</li> <li>・ 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業不能は、お支払いの対象となりません。</li> <li>・ 保険金は身体の障害によって、所定の就業不能が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。</li> <li>・ 保険金受取人は被保険者本人になります。</li> </ul>
免責・解除について	<p>次のいずれかに該当する就業不能については保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 故意または重大な過失により被った身体障害による就業不能</li> <li>● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業不能</li> <li>● 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業不能</li> <li>● 妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業不能</li> <li>● 戦争、暴動（テロ行為を除く）などによって被った身体障害による就業不能</li> <li>● 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛等で医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないものによる就業不能</li> <li>● 自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業不能</li> <li>● 精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能</li> <li>● 脱退後に開始した就業不能</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p>なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。</p>
就業不能の定義	<p>就業不能とは、被保険者が身体障害を被り、次のいずれかに該当する事由により業務に全く従事できない状態をいいます。</p> <p>（イ）その身体障害の治療のため、入院していること （ロ）（イ）以外で、その身体障害につき医師の治療を受けていること</p>
解除事由による	<p>保険金を取得する目的で就業不能を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。</p>
代理請求制度について	<p>ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。）</li> <li>② 上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族</li> <li>③ 上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族</li> </ol> <p>* 代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。</p>

就業不能が開始したときは、就業不能の開始の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

この制度は損害保険会社と締結した所得補償保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

## 「ワイドライフ」保険金等のお支払いについて

保険金のお支払い	<p>保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき、保険金をお支払いします。</p> <p>就業障害が続いた場合、免責期間終了後(373日目)から、満60歳に達した日を限度として保険金が支払われます。ただし、加入日(継続加入の場合は更新日)現在満55歳以上の方は、373日目から3年が限度となります。また、一度就業障害が終了した後、6ヵ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。</p> <p>補償対象期間中の就業障害である期間1ヵ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12ヵ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。</p> <p>また、補償対象期間中の就業障害である期間に1ヵ月末満の端日数が生じた場合は、1ヵ月=30日とした日割計算でお支払いします。</p> <p>なお、所得喪失率は、</p> $1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ <p>で算出されます。</p> <p>病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。</p> <p>初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。</p> <p>①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>*他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。</p>
保険金のお支払いに関する注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。</li> <li>・保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。</li> <li>ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払いの対象外となる場合があります。</li> <li>・退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。</li> <li>・保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。</li> <li>・保険金受取人は被保険者本人になります。</li> </ul>
免責・解除について	<p>次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害</li> <li>●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害</li> <li>●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害</li> <li>●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害</li> <li>●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害</li> <li>●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害</li> <li>●脱退後に開始した就業障害</li> </ul> <p>なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。</p>
就業障害の定義	<p>就業障害とは、下記の状態をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合             <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ)その身体障害の治療のため、入院していること</li> <li>(ロ)(イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合</li> <li>(ハ)(イ)(ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること</li> </ul> </li> <li>2. 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合</li> </ol>
重大事由による解除	<p>保険金を取得する目的で就業障害を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。</p>
代理請求制度	<p>ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいなときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)</li> <li>②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族</li> <li>③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)</li> </ol> <p>※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。</p>

就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。この制度には、配当金および解約返戻金はありません。この制度は損害保険会社と締結した団体長期障害所得補償保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

## 「傷害保険」「総合医療サポート(損害部分)」「ビッグライフ」「ワイドライフ」共通

### <契約者と引受損害保険会社からのお知らせ>

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

## 傷害保険

### 「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3ヵ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は原則として80%まで補償されます。

## 総合医療サポート(損害部分)、ビッグライフ、ワイドライフ

### 「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

### <告知の大切さに関するご案内>

告知の大切さについて、ご確認ください。

●保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。

●ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

●現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時※から1年を経過していても、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。

※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて保険金額を増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取扱いします。

●ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。

●ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください。

●現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。

●新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。

●告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間:平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00)までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

# 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

あ・ん・し・ん (半年払保険料併用特約付年金払特約付災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付団体定期保険)  
 医療費あ・ん・し・ん制度 (家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険)

総合医療サポート(生保部分)  
 (代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険)  
 医療保障保険 (家族特約付医療保障保険(団体型))  
 重病克服支援制度 (7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(II型))

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要および注意喚起情報に記載されている「あ・ん・し・ん」は、団体定期保険を指します。

## 契約概要【ご契約内容】

### 1 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

### 2 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
あ・ん・し・ん	P2	P17	P2	P21
医療費あ・ん・し・ん制度	P8		P8	P25
総合医療サポート(生保部分)	P10		P9	P28
医療保障保険	P11		P11	P32
重病克服支援制度	P14		P12	P13,34

### 3 配当金

あ・ん・し・ん、医療保障保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

医療費あ・ん・し・ん制度、総合医療サポート(生保部分)、重病克服支援制度は、配当金はありません。

### 4 脱退による返戻金

あ・ん・し・ん、医療費あ・ん・し・ん制度、総合医療サポート(生保部分)、医療保障保険、重病克服支援制度は、脱退(解約)による返戻金はありません。

### 5 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社  
 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※ただし、あ・ん・し・んは本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### 1 お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日\*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

### 2 告知に関する重要事項

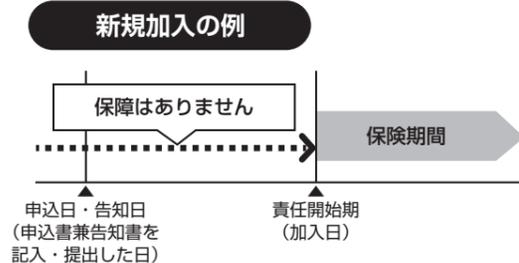
■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といえます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

### 3 責任開始期(加入日\*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日\*)といえます。次の図のとおり、責任開始期(加入日\*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

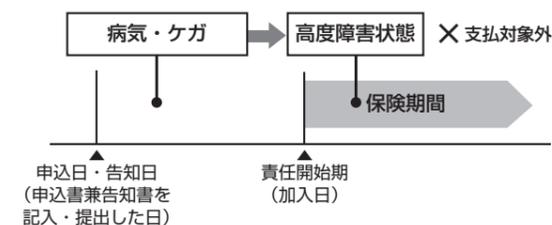


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

### 4 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日\*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

### 高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日\*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■重病克服支援制度について、責任開始期(加入日\*)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合や責任開始期(加入日\*)からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物(がん)」と診断確定された場合、特定疾病保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

あ・ん・し・ん **P2**、  
 医療費あ・ん・し・ん制度 **P25**、  
 総合医療サポート(生保部分) **P28**、  
 医療保障保険 **P32**、  
 重病克服支援制度 **P13,34**

### 5 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

### 6 ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

## 告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社  
団体保険ご照会窓口 0120-661-320  
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00

- この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## ⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 医療費あ・ん・し・ん制度、総合医療サポート(生保部分)、重病克服支援制度については、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

# 契約概要・注意喚起情報【損害保険】

傷害保険 (入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(730日用)付 ビッグライフ (天災補償特約付所得補償保険)  
天災補償特約付普通傷害保険) ワイドライフ (天災補償特約付団体長期障害所得補償保険)  
総合医療サポート(損保部分) (医療保険)

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 契約概要【ご契約内容】

- ① 商品の仕組み  
企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。
- ② 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い(支払事由)  
本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
傷害保険	P7	P17	P7	P23
総合医療サポート (損保部分)	P10		P9・10	P30・31
ビッグライフ	P15		P15	P36
ワイドライフ				P37

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④ 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

## ③ 満期返れい金・配当金

この保険には、満期返れい金・配当金はありません。

## ④ 脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

## ⑤ 引受損害保険会社(幹事会社)

明治安田損害保険株式会社  
本社：東京都千代田区神田司町2-11-1  
電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

- ① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)  
この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。
- ② 告知義務・通知義務等  
(1)お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)  
職業・職務や健康状態について  
お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。特に、職業・職務や健康状態については十分ご注意ください。  
(2)お申込後にご注意いただきたいこと  
■職業または職務の変更について  
お申込後、職業または職務に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受損害保険会社にご通知ください。ご通知がない場合は、保険金を削減してお支払いすることやご契約のその被保険者に対する部分が解除されることがありますのでご注意ください。

なお、変更によって、以下の職業または職務に該当した場合は、ご契約を解除することがあります。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

■被保険者による保険契約の解除請求について  
傷害保険、総合医療サポート(損保部分)では、被保険者となることに同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、企業・団体窓口にご連絡ください。

### 3 責任開始期

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。

### 4 保険金をお支払いできない主な場合

■責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。

■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

傷害保険 **P23**、  
総合医療サポート(損保部分) **P31**、  
ビッグライフ **P36**、  
ワイドライフ **P37**

### 5 補償の重複

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)がある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。

### 【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
所得補償保険 団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

### 6 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

### 7 事故が起こった場合等のご連絡先

事故が起こった場合、保険金支払事由が生じた場合、または就業障害もしくは就業不能が開始した場合には、遅滞なく企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

### 8 ご照会・ご相談窓口

#### 制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の企業・団体窓口へお問い合わせください。

#### 引受損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。  
明治安田損害保険株式会社 お客様相談室  
0120-255-400  
[フリーダイヤル(無料)]  
【受付時間】午前9時～午後5時  
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

#### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会  
そんぽADRセンター  
0570-022808[ナビダイヤル(有料)]  
【受付時間】午前9時15分～午後5時  
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

